

令和5年9月15日（金曜日）

（会議第3日目）

応招議員

1番	濱村美香	2番	山本牧夫	3番	澳本哲也
4番	宮地葉子	5番	宮川徳光	6番	浅野修一
7番	水野佐知	8番		9番	山本久夫
10番	吉尾昌樹	11番	小松孝年	12番	矢野昭三
13番	矢野依伸	14番	中島一郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村越淳	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	斉藤長久
まちづくり課長	徳廣誠司	産業推進室長	秋森弘伸
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	河村孝宏	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	岡本浩
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 山崎あゆみ

令和5年9月第4回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和5年9月15日 9時00分 開議

日程第1 陳情第1号及び第2号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問 (質問者:1番から4番まで)

議 事 の 経 過

令和5年9月15日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

報告第21号が町長から提出されました。

議席に配布をしていますので、ご確認願ひます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、陳情第1号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書について、及び陳情第2号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書採択の願ひについてを一括議題と致します。

なお、陳情第3号は審査未了となりましたので、議題としないことをご報告致します。

これから、委員長報告を行います。

陳情第1号及び第2号について、委員長の報告を求めます。

産業建設厚生常任委員長、濱村美香君。

産業建設厚生常任委員長（濱村美香君）

おはようございます。

産業建設厚生常任委員会に付託されました、陳情第1号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書について、討議致しました。

採決した結果、反対多数により不採択となりました。

反対討論としては、住民は消費をする際に、消費税を支払っている。

また、事業所についても仕入れをした際には、消費税を支払っている。

事業者にとっては、二重払いをしないための制度とも言える。

消費者を守る意味においても、適格な消費税の事務処理は必要と考える等の意見がありました。

陳情第2号についても、同様の内容であったため、みなし不採択としました。

以上、陳情第1号、陳情第2号についての報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

ただ今議題となっております陳情は、同様の内容となっておりますので、一括して質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論につきましても同様の理由により、一括して討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

私は3つの点について、インボイス制度の延期・見直しを求める陳情書についての賛成討論をします。

1つは、このインボイス制度によって、憲法で保障された国民の命と暮らしが脅かされると考えるからです。

2つ目は、消費税が預かり金ではないということを、今年2月10日の国会で財務省が説明をしているからです。

3つ目は、このインボイス制度によって、免税事業者だけでなく、国民皆に影響を与えると考えます。そして、益税という考え方が間違っていると考えるからです。

この間、私は多くの方から、インボイス制度に対する不安や相談を聞いてきました。

ある免税事業者さんからは、未だにインボイス制度が何かよう分からん。税務署や取引先からは、インボイス制度に登録するかせんかの手紙が来たけど、よく分からん。でも、登録せんかったら取引できんようになるんやないろうか。けど、登録したら、収入が多かろうが少なかろうが一生税金を払わないかんようになる。そうなったら商売やめないかんようになるし、生活やってしていけれんようになる。どうしたらいいんやろう、という焦りや悲壮な切実な声を聞いています。

中には、夫婦がそれぞれ個人事業主で、意見が違って、家庭の中でも不穏な空気が流れているという現実も耳にしています。

課税業者さんからも、取引先300のうち、インボイスを発行できる業者は10ぐらい。あとは免税業者だから、その方々にインボイス登録してとは言えない。その消費税分をうちが負担することになる。

また、その事務作業でも膨大でシステム導入しないので、手作業、残業、人件費がかさむ。

加えて、物価高騰、ガソリン代、電気代の値上がりがあり、経営が苦しい状況という、悲鳴のような声も聞いています。

納めている高齢者の農家の方が、孫やひ孫への小遣い稼ぎや、老後の小さな楽しみや生きがいのために、出してくれているわずかな作物に、インボイスの手続きをしてとは到底言えない。こんな小さな町やからこそ困ってる人がいっぱいおると思うと、多くの声を聞いています。

私の近所に住む個人の個人の大工さんや、引っ越しを手伝ってくれたり、Amazonの宅配をしてくれている赤帽さんも、インボイスによって全国で約4割もの人が廃業を考え、約9割の人がインボイス制度を撤回、中止してほしいと考えています。

この結果どういうことになるか、ドライバー不足によって現職のドライバーにも負担が集中するようになる。今でも多い交通事故や、急ぐあまり階段の踏み外しなどの労災事故も増えます。長時間労働による健康悪化も懸念されます。これは、コロナによって宅配事業者さんが本当に大変な中で働いているという現実を、誰もが経験しているのではないのでしょうか。

ある農家さんは、インボイスはあと2、3年は待ってほしい。物価が上がって、ガソリン代や電気代が上がる中で、少なくとも今は無理。もともとこの法案が通ったのは、コロナやウクライナの戦争が始まる前でした。今、私たちは真剣に考え、やるべきことは全て、このインボイス制度を延期、見直しすることではないでしょうか。

全国では207の自治体で、インボイス制度の実施中止、延期を求める請願書が採択されています。署名も30万を目指していた署名が、現在、約36万筆集まっています。この署名は、9月中に50万筆を目指し

て、現在も多くの方が頑張っておられます。

インボイスの登録取り下げ、失効も急増し、1万件を超えています。世界の104の国、地域で、物価高騰下の生活支援策として付加価値税が減税されているように、政治が決断するのは消費税の減税は可能です。

このようなことから、私はインボイス制度の延期、見直しを求める陳情書の原案に賛成します。

議長（中島一郎君）

次に、反対討論はありませんか。

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

賛成する方のご意見を聞くとですね、憲法から階段の踏み外しまで大変幅広く、今、賛成討論されましたが、要は消費税ですから。

我々消費者は問答無用で、店へ行けば消費税を払ってるわけです。それを預かり金と言いますが、こちらから言えば預けたお金です。直接、税務署に払っているわけではないわけで、消費税は、その私たちが預けた消費税を、事業者が適法に、的確に、法律に基づいて納税してもらおう。これは当たり前のルールや。そのことをしっかりやりましょうというのが、このインボイスなんです。そのことをしっかりやれる業者に対しては、控除しましょうと。

例えば、1,000円で仕入れたものを買ったときには100円の消費税を払うわけです。それを元に売ったら、5,000円で、500円の消費税を預かるわけです。その預かった500円と払った100円を、500円から100円引いて残った400円が、預かった事業者では消費税になるわけ。それを納めてくださいという話で、何ら難しい話ではない。

もともと、免税事業者というのは1,000万以下と決まって、その前後の人は微妙な立場で、今まで苦労されたことは十分分かります。しかし、消費者からとってみれば、預かった消費税をしっかりと国に納めてもらう。これは当たり前であって、それは事業者としても重大な責任じゃないですか。国民は税を納める義務を課せられています。だから、このことについては何も言わんと消費税を払ってるわけですから。

そうして考えたときに、やはりこのインボイス制というは大変複雑なような言い方をしますが、その控除する上で、お互い控除ができる条件というのが的確請求書いうのをしっかりと両方が持つておきましょうねという、それだけのことでしょ。それを、根掘り葉掘りいっぱい枝を付けて、さもこの制度が悪いと言い方をしますが、もともとこの制度は消費者を守るという制度じゃないですか。考え方によっては、消費者が損をしよっちゃいかんわけですよ、一番、お金を払ってる人が、それをしっかりやりましょうという制度ですから、これを今、延期せよとか中止せよというのはね、ちょっと乱暴じゃないか。

それと、議会はやっぱり請願であれ陳情であれ要望であれ、何を基準にして判断するか。それは情に溺れることもあるでしょうけど、本来は、その請求された、要求されたことが本当に実現可能かいうことをしっかり考えないかん、議会は、その上で、その要求されたことが違法ではないか、ましてやものすごいお金が要りゃあせんかとか、そういうことを議論して決定しなくてはならないこと。

そう思いますので、このインボイス制度見直しというのは反対です。

以上です。

議長（中島一郎君）

次に、賛成討論はありませんか。

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

私は、インボイス制度の延期、見直しを求める陳情書に賛成をする立場で発言を致します。

この討論は賛成か反対かの討論ですので、これに賛成する討論です。

念のために言っときますけど、この陳情書は中止を求めるものではありません。広く多くの方に、延期、見直しを求める意見書として出されてると思います。

3年前から、コロナ禍による景気が冷え込んで、少しずつ回復するのかと思って期待をしておりましたが、ここに来て、ガソリン代の値上げ、電気代はもとよりですが、食品等々諸物価の値上がりはますますひどくなって、暮らしや営業を圧迫しています。

このようなときにインボイス制度が実施されますと、地方では、農林漁業者や個人事業主、家族経営、高齢者の免税事業者が多く、経営への大きな影響は避けられません。

免税事業者だから何とか、小さいながらも営業を営む業者が多いのに、インボイス制度が実施されますと、消費税を払うほどのもうけはない事業主さんや、課税業者にならなければ取引先から外される可能性もあるなど、廃業や倒産などに追い込まれる可能性もありますし、影響があります。

また、消費税を払える規模の事業主さんへの影響もあります。

例えば、出品者が高齢の方とか、個人経営の小さな事業者さんなどの取引では、相手さんに課税業者になってくれと、そういうことも言えず、その分の消費税を自分でこらむ。そんな可能性があります。自治体でも、その影響があります。

インボイス制度が実施されますと、業者の納税額や経費負担も増えてくることから、多くの業者がその分を商品に転化していけば、商品の値上げは避けられません。それは、また物価高に追い打ちをかける可能性が出ます。

地方の経済は、小規模業者や家族経営も農林漁業者事業主で多く、そんな中でお互いが助け合って、何とか地域経済を回していると思います。

制度の中身は非常に複雑で分かりにくいのですが、そのような中でインボイス制度が実施されますと、大きな影響が出てくるし、全国でもそのことを考えて、また身近な高知県でも、反対の声や中止、延期を求める意見書採択の自治体が増えてるわけです。また、全国でも署名活動が盛んになって、それが増えております。

黒潮町でも、この制度の延期、中止の声に耳を傾け、地方経済には欠かせない小さな業者さんへの影響も考慮し、また、それは事業者以外の私たち住民にも関係の深い制度であることを理解していただき、そのインボイス制度の延期、見直しの陳情が採択されることを求めて、住民の声を代表して、私の発言と致します。

議長（中島一郎君）

次に、反対討論はありますか。

（なしの声あり）

議長（中島一郎君）

次に、賛成討論はありますか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、陳情第1号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

本件は、原案を採択することに賛成の方の挙手を求めるものです。

よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、陳情第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、陳情第1号は、不採択とすることに決定致しました。

次の陳情第2号については、同様の趣旨である陳情が先ほど不採択となりましたので、みなし不採択と致します。

これで、採決を終わります。

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、濱村美香君。

1番（濱村美香君）

おはようございます。

ただ今から、一般質問を始めさせていただきます。

朝夕の風に秋を感じる今日この頃ですが、まだまだ残暑が厳しく、町内の放送では、水分補給をして熱中症予防が呼び掛けられています。9月といえば、18日には敬老の日があり、各地区でご長寿を祝う催しが計画されています。

そして、WHOでは、9月をアルツハイマー月間と定めています。毎年9月21日を世界アルツハイマーデーと制定し、この日を中心に、認知症に関する啓蒙活動を展開しています。

厚生労働省では、9月は丸々健康増進普及月間と定めて、生活習慣の在り方を理解し、改善を図る取り組みを行い、健康づくりの実践の推進を図っています。9月はまさに、私たち住民の健康福祉に深く関連した月であると言えます。

本日は、通告書に基づき、福祉施策について4つの質問をさせていただきます。

令和5年3月に黒潮町地域福祉計画が制定されて、向こう6年間の本町の福祉の方向性が示されたこととなります。地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である住民の参加を得て、地域課題を明らかにし、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制について、さまざまな関係機関や専門職が協議をし、目標設定をした上で、計画的に支援サービスを整備していくものであると捉えています。

今回策定された地域福祉計画を中心に、質問していきたいと思えます。

カッコ1、作業部会で出された地域課題に対する取り組みに対して、新たな支援策や評価可能な数値目標、誰がどのように実施していくのかという役割分担や内容が具体的に示されていません。そこには、今回どのような意図があったのか。あれば問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

おはようございます。

それでは濱村議員の、地域福祉計画に数値目標等が具体的に示されていないが、どのような意図があったのかのご質問にお答え致します。

社会福祉法第 107 条において、市町村は、地域福祉の推進に関する事項を定める市町村地域福祉計画を策定することが努力義務と規定をされており、当町は平成 24 年 3 月に、黒潮町地域福祉計画、地域福祉活動計画を策定致しました。

その後、平成 29 年 3 月に第 2 期計画を策定し、昨年度末の令和 5 年 3 月に、第 3 期黒潮町地域福祉計画、地域福祉活動計画が完成をしております。この計画の表題にもありますとおり、本計画は町の地域福祉計画とその地域福祉計画を実現、実行するための社会福祉協議会の活動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定しているものでございます。

議員ご質問の、地域福祉計画に具体性や数値目標などが無いのはどのような意図によるものかということについてですが、地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項第 1 号に規定されておりますとおり、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項について、記載することとなっております。

また、本計画の位置付けにも記載しておりますが、地域福祉計画は、保健福祉分野の分野別計画に共通する基盤となる計画であり、町の福祉分野の各計画である障害者計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、子ども子育て支援計画、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画、これらの計画の上位計画と位置付けております。

従いまして、ご質問の中にございます具体的な新たな支援策、評価可能な数値目標、誰がどのように実施していくのかについては、それぞれの個別の計画に記載されるものであると考えておりますので、今回の地域福祉計画には、数値目標や具体的な支援方法等の記載はしておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

そのような方向性になっていたということは理解ができました。

平成 24 年の分が 100 ページにわたる冊子であり、平成 30 年度分もこういう 100 ページにわたる冊子であり、今回は 50 ページほどに集約をされていますので、かなり個別計画の方に具体性を持っていったということは理解ができるというか、見て分かりました。なので、ちょっとこう、大きな文言でというか、漠然とした文言でまとめられているなというのが、すごく今回感じたことでした。

あと、前回とその前、24 年と 30 年の分には、住民座談会での住民の声や事業所へのアンケートの回答なども集約して盛り込まれています。そして、さまざまな取り組みに対する数値の評価や、これまでのこの 5 年間なら 5 年間の結果が示されており、事業所の取り組みなんかも掲載されています。

今回、それもちよっと削除になっているというところ、それについてですけど、今回、住民の方への聞き取り、そういうものはどのような形を取りましたでしょうか。

また、その結果は、どちらに載っているかということを教えてください。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

住民の皆さんの声の集約等につきましては、この地域福祉計画を策定するときに、濱村議員先ほど言われた地域の中での座談会を開催をして、これまでも掲載をしております。けれども、昨年、やろうと思ったら新型コロナウイルスの感染拡大が起こり、ということが繰り返されて、なかなか住民の皆さんにお集まりいただくということが難しかったです。

そのため、町の方が、あったかふれあいセンターの中でもう住民の皆さんの声を拾い上げて、各関係機関、それから町も含めてですけれども、その推進計画というのを、協議会というのをやっております。で、その声をもって住民の皆さんの声の集約というふうに考えました。

それと、その結果ですけれども、その中に出てきたご意見、それからご提案等は計画の中に随時入れさせていただいておりますし、また作業部会の方を3回開催を致しました。

こちらの方は、若い方たちからの貴重なご意見やご提案等をいただいております。その中の意見、提案等につきましても、地域福祉計画や、それと一体的に策定をしました社会福祉協議会の地域福祉活動計画の中に、随所に反映をさせていただいております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

この計画の作成に当たっては、コロナの影響もかなりあり、座談会に出向くということを控えなければならぬ状況にあったことは、私も理解ができます。で、そういう時だからこそ、コロナの影響で大変になっている人たちの声っていうのは一番大事になってくると思いますので、アンケートであるとか、あったかふれあいセンターの拠点のない地域の、以前であれば、高齢化が進んでいる小さな地区、高齢化が進んでいる地区に入っただけの座談会、少人数でというのを開催していたようなので、やっぱりそこにまた原点に戻ってというか、そういう小規模で意見を聞くということをしながらか、次の評価に向けて取り組んでいただけたらというふうに思います。

アンケートや個別訪問なり、さまざまな大きく集まらなくても、そういうふうに住民の声を拾い上げる方法はこれからも取れると思います。コロナを理由にできないと、しないではなくて、何ができるかというところから発信していただけたらと思うんですが。

それから、これまでの計画書は自助、自分が自分で取り組むこと。共助、地域や社協を含めた事業者が取り組むこと。そして公助、行政が取り組むことが明確に示されています。今回の計画では、その役割分担が全く示されてありません。でも、策定の内容を見ると、社協が実施するというようなことが、内容が記述されているように思います。

前議会でも、住民とともに創る共創という考え方がこれからは大事ではないかという話をしましたが、福祉計画においてもなお、重要なことだと考えています。

共創していくためには、やはり住民との対話が必要です。たった一言、一声掛け合って、聞ける場を今後どのような形で作り上げていけますでしょうか。また、座談会でもミニ座談会でもいいので、そういうのが開催できるかどうか。

どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

住民の皆さんの声については、引き続き、拾っていきたいというふうに考えております。

アンケートと申しますと、やはり予算等の関係も出てきますので、少し難しいかというふうに考えてはいるんですけれども、やり方についてはいろいろな方法があるかというふうに思っております。

あったかふれあいセンターの方が、拠点のみでなくサテライトでも活動をしてくれておりますので、こちらの方でもまた細かな意見等も拾い上げていながら、考えていければというふうに思っております。

また、今後ですね、作業部会のメンバーを中心とした推進会議の方を随時開催予定としておりますので、その中で計画に係る内容であるとか、またその数値であるとか、そういったところも拾い上げていければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

サテライト、細かく入ってるのは私も知っていますが、サテライトやあったかふれあいセンターに来れない人の思いっていうのも必ずあると思いますので、そちらに対してはどうするかっていうことをまた考えていかなければならないと思います。

もう一つ、策定部会の中の事務局という部門があると思うんですけども、事務局の中で、この計画を最終的に作成する場面で関係事業所の役割や在り方について記述の必要性があるのではないかと、という意見は出なかったでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

今回は、そのような意見は出ておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

それでは次の質問に移ります。

カッコ2、今回の地域福祉計画完成後、この計画書をどのような方法で住民や各関係機関に周知したか問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の、地域福祉計画をどのような方法で周知されたかのご質問にお答え致します。

町としましては、地域福祉計画が完成した後は、町のホームページに掲載することで周知に努めている

ところでございます。

今後も、町のホームページに掲載させていただきましても含めて、周知に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

住民の方や作業部会に参加してくれた関係者や関係事業所に完成した計画書を届ける必要が、やはりあると思います。作業にかかわった者が完成したことを知らない。ホームページに掲載されているのも、私も今月に入ってから気が付きました。あ、できていたのかと思って。ほかの勉強のためにちょうど町の福祉計画が必要だったために、冊子はありますかと言ったら、冊子はないです、ということでした。なので、自分自身で印刷をして勉強したことでした。

やはり、ただ作ればいいのか期限までに作って終わりという考えでは、福祉課題は深刻化する一方だと思えます。重症化したケースにてんやわんやの毎日になると思えます。

なぜこの福祉計画を作るのか、みんなが忙しい中、時間を作って参加して集まって、なぜこの計画を6年間の分作るのかっていうことをやはり理解し、理解していただくためには、やはりきちんと成果物というか、こういうものに仕上がりましたので、自分たち、この6年間、こういう取り組みをしていきたいと思います。こういう投げ掛け、そういうことをしてこそ、国が言っている我が事丸ごとっていう取り組みにつながっていくように思います。

さっきアンケート一つでも、やはりお金がないとかいうことがありましたけど、これもかなりこういう冊子を作るということはお金が掛かることだと思えますが、福祉に関しては、何十億というこの小さな町でも、合わせればもう10億では足りない。20億、30億近いお金が福祉保健医療には掛かっていると思えます。そういうお金が通過していますので、そこを何とか削減しようとして、これを作っている。その削減は副産物であって、住民の人が健康に、元気に生き生きと暮らすっていうことを目標に、その副産物が、予算の削減。いろいろ保険料の削減とか、そういうことにつながっていきますよっていう取り組みをしていると思うので、やはりどこを削るかというところ、私すごく疑問に思いました。この冊子にあるとおりにきちんと実行されていったら、さまざまな福祉課題は解決に近づくんじゃないかと思っています。なので、作ったら終わりという考えでは、やはりこれからの福祉課題の解決にはつながらないと改めて思いました。

我が事丸ごとの反対言葉は、他人事丸投げだと、私個人的には思っています。きつい言い方かもしれませんが、行政や社協がそのようなスタンスでは、住民の福祉は向上しません。行政、社協がしっかりと住民のことを考え、計画を立てたことを着々と推進していく。そこに対して、住民ももちろん自分ごととしてしっかりかかわっていくという、その決意表明のようなものでもあると思えますので、ホームページを見てください、見たい人は見てくださいって。見れる人は見てください、というスタンスがどうかというふうに私は思います。

どのようにお考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

計画委員の皆さまには、遅ればせながらお送りをさせていただきましたので、そちらの方でご確認をしていただきたいと思いますと思っております。

そして、町としてはですね、デジタル推進の観点から、基本的にはホームページからご自身で閲覧をしていただくよう、お願いをしたいと思っております。

高齢者の皆さまの、見方がわからないというご意見も多々あるかと思えますけれども、高齢者のスマホ活用を推進している部分もございますので、またデジタル推進の担当の方までお問い合わせをいただければ、その使い方等、見方等も教えていただけるということになっております。

また、ホームページでの閲覧が難しい方につきましては、印刷したものをお渡しするという対応を取っていきたいと考えておりますので、担当の福祉係の方までご相談いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

また、デジタル推進と言われれば、デジタルに弱い者たちはそこから置き去りにされていくので、その一言でやっぱりこう片付けられてしまうと、何も言えない住民になってしまいます。ただ、本当にこれを完成したことを周知するというのであれば、せめて作業部会に関連したメンバーには、完成しましたのでホームページにアップをしました、という通知だけはいただけたら、どんな物になったかなってというのは、関連事業所等は特に、自分たちはどう動きをとるべきかということを見るものでありますので、やはりそこは丁寧に対応していただきたいと思います。

何か問題を感じてつながります。住民がつながります。事業所が見つないで相談します。すると、行政は言います。

もっと大変なケースがあります。忙しくて対応できません。そうやって、何度も置き去りにされたケースがあります。やはり、ぼやのうちに火消しをしてないから、消防自動車が出動しなければならなくなる。いつもそう思います。初期消火が適切であれば、大火になることはありません。ぼやであれば、住民のバケツリレーで消火もできます。この住民としての、その火消しの仕方といいますか、課題解決の仕方というの、今は地域のつながりもさらに見直ししようと、つながろうとしている地区もあります。そういう動きがありますので、その方が安上がりです。初期消火、予防や初動対応が適切であれば、介護保険も医療保険も最小限にとどめられます。支える若者たちの税負担も、当事者の負担も軽く済む。その分、みんなが豊かになっていくことにつながっていくと思います。

地域福祉計画は、健康づくりや介護予防、地域の支え合いの仕組みづくりのための考え方、その役割分担が一目で見て分かる、住民や関係事業者にとっての仕様書でないといけないと思っています。今後、この地域福祉計画書をどのように活用していくか。先ほど、細かな計画書の方に具体的な内容は落とし込んでいくということでしたけれども、何か町の方向性があればお答えください。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

今後、この計画をどのように活用していくかというところですが、これ先ほども言わせていただいたとおり、今後ですね、随時に推進会議というのを行ってまいります。その際に、進捗(しんちょく)

管理等、進捗(しんちよく)に合わせた計画の更新や、また数値化できるものなどについて委員の皆さん、参加される皆さんと一緒に協議をしながら、設定をしていきたいというふうにも思っております。

そういったことで、住民の皆さま全体、あったかふれあいセンターの方のご意見等もいただきながらですね、住民の皆さまのご意見を反映させたものに、随時更新をかけていきたいというふうにも思っております。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

濱村美香君。

1 番 (濱村美香君)

6年間というのは比較的長い期間だと思いますので、またそれまでに進捗(しんちよく)ができていなければ見直し等もされるのだと思います。ありがとうございます。

カッコ3の質問に移ります。

カッコ3、精神障害を持つ方への支援、自宅にいて未就労の若者への支援、ヤングケアラーに対する施策がないことは、これまでの課題であったと思います。

この3つの課題に対して今後、町の取り組みを問います。

議長 (中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (佐田 幸君)

それでは濱村議員の、3つの課題についての町の方向性のご質問にお答え致します。

まず、精神障害を持つ方への支援につきましては、第6期黒潮町障がい福祉計画、第2期黒潮町障がい児福祉計画の中において、障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の中に、精神障害について記載しております。

その中では、年齢や障害の有無にかかわらず利用できる、あったかふれあいセンターなど、既存の地域資源を活用することや、医療、地域、介護、福祉の連携を記載しておりますが、精神障害者の地域移行に係るサービスの見込み量などは記載しておりません。

精神病床からの退院調整を関係機関と実施しておりますが、退院後の地域資源の少なさ、グループホーム入所後の活動場所の確保など、課題がございます。また、その課題については、計画上記載しておりますが、具体的な支援策については障害の特性による個別の支援となりますので、その方に応じた支援策を関係者間で協議していくこととしております。

続いて、自宅にいて未就労の若者への支援。ヤングケアラーについては、昔からこのような状況があったものの、社会問題化されてきたという意味では比較的新しい課題であり、既存の計画の中では記載しているものはございません。

しかし、一部、地域福祉活動計画策定のための作業部会を行う中で、障害者やひきこもりの方、専用の人と仕事のマッチング、寄り添い型ハローワークを商工会の皆さんとできないかという提案をいただきましたので、そのことについては地域福祉活動計画に記載しております。

今後、国が策定予定のこども大綱が公表されましたら、それに基づき、これまでのこども子育て支援事業計画を包含する、黒潮町こども計画の策定が努力義務化されます。この中に、未就労の若者支援、ヤングケアラーだけでなく、若者の出会いの創出、男性の育児休暇、若者の貧困対策など、これまででは対応困難であった支援策についての記載が必要となってまいります。関係部署を交えた上で検討をしていきたい

と考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

先ほど、関係者と協議をしていくという、精神障害の方についても関係者と協議、就労できていない若者への支援も、これから関係機関と協議ということですけど、具体的にその関係機関というのはどういうところになるかということをお教えください。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

関係機関と申しましたのは、その方に対する支援をしている方たち。また、本人も含めるのが一番いいんですけども、本人が入れない場合等もございますので、そうした場合には関係者間のみということにはなるかと思えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

では、まだその個別のために誰がということではないということで、その人を取り巻く、サポート体制に入れる方が協議者となるという捉え方でいいかと思えます。

私は、黒潮町の福祉に携わり始めて10年、10年目になりました。これまでは他市町村で、広く施設福祉に携わっていたので、地域福祉といったところは10年になりますが、10年目に入っております。ずっとその当時から、黒潮町に対して個別ケア会議を開催してくださいということをずっとお願いをしてきました。

大まかないろいろな話し合いというのはよく持たれていたんですけども、個別の事象が生じたときに、やはりその人がどうありたいか、どうしたいか、何がしんどいか、家族は何ができるかとか、家族の思いとか、そういうものを個別に、小さくてもいいので本人の思いも持ち込みながら話し合いをする個別ケア会議を開催してくださいということをお願いをしてきました。

けれども、私の知らないところでそういう個別ケア会議は定期的に行われているのかもしれませんが、やはりその家族だけではどうにもならない、地域だけではどうにもならない事象が生じたときに、専門職とその家族、地域等がこう一緒になって一つの課題に向かって改善策を考えるっていう個別ケア会議。私こう聞いてほしいなと思うケースに対してはなかなか開催されないっていうところもあるのですが、そこらへんについては今後どうでしょうか。

10年間思い続けたことでもありますが、個別ケア会議の開催につながっていくものかどうか、この関係者との協議というものが。そこをお教えください。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

濱村議員が言われます個別ケア会議が、本人を交えた関係者というか支援をしている方、そういった方たちと交えた会、そういうことでしたら、実際、現在やっておりますケース会議がそれに当たっているのかなというふうに考えておりますが、違っておりますでしょうか。

すみません。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

逆質問で。いえ、多分私の思っているケア会議と、実際に役場がやっていますというケース会議では多少ずれがありまして、役場が必要と感じたことはもちろんケース会議でやってくさっているでしょうし。

けども、事業所から上がった個人からこの人のこういう。例えばですけど、認知症、若年性認知症になってしまって就労に困っています、さあどうしましょうといったときに、もう個別につないでいくしかなくて、でもそういうときに、やはりさまざまな事業所や関連専門職、保健師さんであるとか、福祉担当者であるとか、そういうところが一同に会して、その人についてどういうサポートができるか、本人はどうしたいかっていうことをこう共通で考えていくような場です。

もうこれは、あと、それと対応困難事例等が生じたとき、本人もどうすることもできない、地域もどうすることもできないっていうときに、やはり開いてほしいなと思うことが、そんなに多くはないんですけどもありました。そういうことが、こう、身軽にというか細かいことではなくて身軽にできてきたら、きっと重症化を防ぎ、またその本人の夢を実現させていける手だてになるんじゃないかというふうに思います。

特に精神障害を持っている人たちは、多くの方とはなかなか交流できないこともありますので、少人数でもいいです。何かこうその人が本当に心を許せるチームを作って、その人の生活を整えていくとかそういうふうにするというのが、私の中での個別ケア会議です。

他の市町村を見ても、やはりそういうのは定期的に、必要に応じて行っているということを知ります。それが、黒潮町では10年間も問答し続けた結果、やっています。やってください、やっていますっていうのをやり続けて10年なので、そろそろ何か、一本こう道ができたらいいなというふうに私は思っています。そこがなかなか、私の思いが上手に言えないのに届かないところだと思うんですけども、はい。

それからもう一つの願い事なんです。保健師さんとにかく訪問してほしいところ。精神障害の方に対して、未就労の若者についても、引きこもりと言われている人たちですけど、すごく力を持っている人が多いです。なので、最初の突破口は保健師さん。保健師さんは専門的知識もありますし、すごく優しい保健師さんたちが多くいます。黒潮町。

なので、その保健師さんたちが心を閉ざしている人たちのところに向いて、断られても出向いて、それでも行くみたいところで、しっかりと諦めずに訪問してほしい。でも、なかなか他の業務等で忙しくて、ワクチン接種であるとか、いろいろ他の業務もあることも分かっていますが、以前のように訪問できる体制が取れるでしょうか。

そこを聞きたいと思います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

保健師の訪問についてですけれども、現在も可能な範囲、訪問をしております。

保健師の方は地区担当ということで、各地域割り当てて訪問をする保健師を決めておりますけれども、ここであまり公表はしませんけれども、随時ですね、訪問の方はさせていただき、支援の必要な方たち、そういったところに対応をさせていただいております。

もちろんこちらの方から、皆さんを全て把握ってということではなくって、地域の拠点であるあつかふれあいセンターの職員の方から情報をいただいたり、また他の住民の皆さんから情報をいただいたり、そういうことで、訪問の方はさせていただいております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

実際の訪問件数というのはどれくらい。私たちは訪問してください、してくださいって言うばかりで、なかなか訪問件数というのは年間、1日どれくらいになっていますでしょう。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

今ここに数字、持ち合わせておりませんが、分かる範囲でお答えをさせていただきますと、保健センターの方の実績で、今年度4月が20件、5月が12件、6月が53件。これは引きこもり等の方を含めるということになっております。国の方に報告している数値でございます。

ごめんなさい。大方地域の方も、訪問件数で言わせていただきますと、4月が70件、5月が89件、6月が95件というふうになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

これは何名体制で、包括支援センターの保健師さんも入りますか、それとも保健衛生の保健師さんの数でしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

この件数につきましては、包括の方は入っておりません。包括は別に件数拾っておりますので、これは衛生部門の保健師ということになっておりまして、大方の方が3名で、佐賀の方が2名となっております。

以上でございます。

ごめんなさい。

大方の方がですね、4名なんですけれども、1名はその地区担当ということではなくって、町全体ということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

ありがとうございました。

訪問件数については多いのか少ないのかはちょっと分からないんですけども、やはり訪問は難しいところについては、特に保健師さんの訪問をこれからも要請をしたいと思います。忙しい中では大変と思うんですけども、保健師さんに話を聞いてもらったらすごく安心する、何かこう心が開けてくるっていうことあると思いますので、その体制をぜひ強化していただくようお願いしたいと思います。

4 つ目の質問にいきます。

カッコ 4、福祉人材の確保と併せて、ボランティアの確保は大切なことであると認識しています。地域福祉計画、基本目標 3 の 1、ボランティアの学習の機会をつくる。2、ボランティア活動の推進。3、ボランティアセンターの機能強化を図るため関係機関への支援を行うとありますが、具体的にはどのような取り組みを実施するのか、問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の、福祉教育の推進の中の具体的な取り組み 3 点は、どのような取り組みかのご質問にお答え致します。

濱村議員言われますとおり、町としましてもボランティアの確保は重要であると考えております。

今回策定しました地域福祉計画の基本目標 3 について、まず、1 番のボランティアの学習機会をつくるにつきましては、小中学校、高校、町内事業者等が訪問し、ボランティアや地域共生社会についての学習の機会を提供します。

2 番の活動の推進につきましては、ボランティアフェスティバルを通して、各ボランティア活動団体の広報、周知活動の支援をしております。

3 番の関係機関への支援につきましては、町の総合戦略の中の福祉基本計画にも記載しておりますが、社会福祉協議会が住民活動をつないだり、ボランティアセンターとしてその活動や活動団体を支え、継続できるよう支援していきますので、町としましては、社会福祉協議会が活動しやすいよう支援をしております。

さまざまな団体や個人がボランティア活動されておられることは町としても承知しておりまして、このような皆さまを抜きにして町の地域福祉の推進はあり得ないと考えております。今後も、多くの皆さまのお力をお借りし、できる人ができることをしていただけるよう、住民活動を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

これは全て、ボランティアの確保とか養成に関してはボランティアセンターを中心として、社会福祉協議会が主にこの役割を担うということの理解でよろしいでしょうか。

それで、このごろはちょっとボランティアさんといろいろ話をする機会がありまして、以前であれば、少し自分の余暇時間に無償でボランティアをするという考え方が普及をしていました。けれども、ここ最近の町内のボランティアさんの様子を見てみるともう就労に近いような、給食を作る仕事であったり、本当にもう仕事としてもいいような、責任のあるようなボランティア内容が多くなってきているように思います。

でも、そんな中でどのようにしてそのエネルギーが湧いてくるかということを知ってみたいと思ったら、やはりこの町で働かせてもらってすごくお世話になったからとか、子どもがお金が掛かるときに修学資金の手続きをしてもらって本当に助けてもらったから、その恩返しだということが言われます。

私が思うには、ボランティアの教育っていうのは、ボランティア精神を醸し出すためには、やはり教え込むというよりは身をもって、この人のために何かできることがあったらしようという状況を体験することだと思います。教えてできるものではないと思っています。

少なくとも、今、町の活動に協力してくださっているボランティアさんは、見返りも求めておりませんし、自分にできることをできるときにと言っただけで、本当に快く、気前よくボランティアをしてくれています。やっぱりその感謝の気持ちをボランティアの原動力に変えてくれているというのがすごく、今回のお話でいろいろ聞き取りができました。その気持ちは、町の福祉を支える大事な力だというふうには私は思っています。けれども、そのボランティアさんに対するかかわり、長らくこう来ると当たり前ようになってきてしまって、感謝の気持ちや感謝の言葉、感謝の態度がどうしても薄れてきているというふうには、そういうような、残念な言葉も聞こえます。

なので私は、このボランティアの確保っていう取り組みの中には、やっぱりボランティアさんに対する感謝の、感謝を求めてないとは思いますが、やはりボランティアさんも人間です。なので、ありがとうって言われたらうれしいし、やはり、忙しい中ありがとうごさいますの一声でもうれしいです。おいしかったですの一言でもうれしいです。やっぱりそれは、住民というよりも行政や社協、関係事業所がしっかりとその気持ちを持って、ボランティアさんを大切にしていって、また大切にされるっていうところ。そういうことを再度、こう見つめ直す機会にしてほしいと思います。

ボランティアの学習機会をつくるというところで事業者であるとか、社会的にそういうボランティアさんの力を借りて活動しているようなところに対しては特に、そういうボランティアさんへの感謝の気持ちとか、本当に当たり前じゃないんだよとしっかりと植え付けてほしいというか、そこだけは気が付いてほしいところだと思います。

私もこれまで、やはりボランティアさんにはかなり助けられてやってきました。10年たってみても、やはりその力がなかったら事業は成り立っていかないなというところに到着しています。やはりその感謝の言葉が溢れて、感謝によってこうお互いが活動ができるみたいな、そういう教育にしていきたいと思っていますが、それは可能でしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

今、濱村議員言われたとおり、ボランティアの皆さん、本当にご自身のできることをできるときにということやってくれておられて、町としては、本当に住民の皆さんに感謝をしているところでございます。町をしっかりと支えてくださっているのも、ボランティアの皆さんのおかげだというふうに思ってお

ります。

そういう感謝の気持ちを持つという部分につきましては、また社会福祉協議会の方にもしっかりとお伝えをしまして、一緒にまた取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

やはりボランティアの力が大きいというところ、これからも私たちが肝に銘じて、そして私たちも、日々できるボランティアは誰であっても、働いていても余暇時間があればいろんなボランティアができると思います。そこにも取り組んでいきたいと思います。

これから先、就労に近いボランティアについては、この時代の流れもありまして年金も削られ、ガソリン代も高くなり、食料品も高くなり、なかなか大変な時代がやってきています。古きよき時代のように、余暇時間に自分のお金を使ってっていう状況がかなり厳しくなっています。

これまでだったら、60歳で定年を迎えてそこから先、労力の提供をしてもらえたかもしれませんが、今は70歳でも75歳でも、普通に就労をしている時代です。なのでなかなか、体力面であるとか、金銭面であるとか、そういうところが厳しくなってきます。そしたら、なおボランティアの確保っていうのは難しくなってくると思います。10年前の計画の中でさえもボランティアが高齢化していますとか、若い人がいないとか、そういうボランティアの育成については課題として上がっています。そこが今もずっと継続してくると思います。決してそれは解決をされていません。

なので、これから町の取り組みの一つとしてデジタル化も進んでいくと思いますので、就労に近いボランティアに関してはボランティアポイントというものを創設してもらって、やはり、地域で使える地域通貨のような形で、町内で買い物ができるであるとか、そういうところにそういう仕組みを作っていただきたいなというふうに思いますが、この点についてはまた別の機会に質問させていただきます。

本日の質問は、これで終わります。

議長（中島一郎君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

この際、10時30分まで休憩します。

休 憩 10時 13分

再 開 10時 30分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

おはようございます。

今日2番目ですが、頑張ります。よろしくをお願いします。

早速ですが、通告書に基づきまして、質問の方始めたいと思います。

今回は、2つの質問についてお聞きします。

防災減災対策についてと、景観維持政策についてであります。

まず、1 問目と致しまして、防災減災対策についてですが。

黒潮町はこれまで、南海トラフ巨大地震への防災減災について、さまざまな対策を講じてまいりました。このことは、今後も見直しや再検討を継続すべき最重要課題であると考え、以下について聞きたいと思えます。

カッコ1 と致しまして、佐賀地域は津波や水害による浸水想定区域が多く、避難時の対策は喫緊の課題でございます。

入野地区に設置しました飲料水兼用耐震性貯水槽と同等の水槽を佐賀西公園、佐賀東公園付近に設置すべきではないでしょうか。

本年度の施工は無理だと思えます。次年度以降の早期の着工が必要でないかという趣旨でございます。

町の考えと対策を問います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員の、飲料水兼用耐震性貯水槽整備についてのご質問にお答え致します。

入野小学校前に設置した入野地区耐震性貯水槽は南海トラフ巨大地震の浸水区域外であり、令和3 年度に工事費 7,052 万 1,000 円で設置しております。

南海トラフ巨大地震に備えて耐震性貯水槽を設置する場合、最大クラスの津波浸水区域外へ設置する必要があり、議員ご質問の佐賀西公園、東公園には浸水区域外の個所がありますので、そういった面では設置が可能かと思われませんが、飲料水用の耐震性貯水槽は水の循環が必要なため、津波浸水区域外と併せ、設置場所の十分な検討が必要となります。

一方、飲料水の備蓄方針については、1 日当たりの必要量を 1 人 3 リットルとして、ペットボトルの水で全町民 1 日分を避難所等 33 カ所に分散して備蓄し、併せて、浄水器を 26 カ所に配備しております。

飲料水の備蓄については、ペットボトルの水と浄水器の整備により必要な水の備蓄は一定達成されており、耐震性貯水槽の整備は、現行の対策をさらに強化するための措置として検討されるべきであり、そのほかの防災対策事業等との優先順位を比べたとき、次年度以降の早期の整備には位置付かないと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

いろいろな意味で、人数であるとか想定避難場所に来られる人数であるとか、そういったところは検討内容の中に当然入っておるかとは思いますが、ただ、その課長確認ですが、例えば観光客の方であるとか、よくスポーツツーリズムも当町は熱心にやっております。県内はもちろん県外からもですね、そういった方々も多く来られておるところでございますが、町民のみの避難場所というふうな考え方でちょっと足りないというか、超過してしまう部分があるかと思えますけど、そういった意味も含めての質問であるわけですが。

この人数という、町の方で試算する人数という部分においては、住民票に載っておられる方の人数での試算になっておるのでしょうか。

ちょっと確認します。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

現在、水の備蓄に関しては、整備を始めた平成24年当時の人口約1万2,000人規模で整備をしております。

ですので、現在、約1万300人ほどの人口だと思いますので、そういう面については十分に必要量を確保しているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

当時いいですか、2012年の想定のことであろうと思いますが、2000人近くの人口減少が見られておるわけですが、それでもですね、何いいですか、この想定が本当に正しいものかというの。これはもう、なってみないと分からんことであって、想定外であるとか想定内であるとかということは、議論のしようがない部分もあるがですけど。

そういった意味でもですね、入野小学校の手前にあるあいった多数水槽を両方に構えておけば、安心は安心ながですよ。うん。

先ほど言った7,000数十万、7,052万1,000言いましたかね。そういった多額、大きなお金が要るわけですので、はい、やりましょうっていう話にはなかなかこれ、なりにくいですが私も分かるのですが。想定っていうのは想定外のこともある程度は考えとかなくってはならないと思いますんで、検討の余地があればですね、そういったところも再度検討して、計画の見直しであるとか、そういった部分も必要になってこようかと思っておりますんで、この点はですね、今後お願いしたいと思います。

防災減災対策ながですが、当町も犠牲者ゼロを当初からうたって、こんにちまで本当、町長を先頭に町の職員の皆さん、本当に昼も夜も地域担当制とか、そういった部分でも頑張ってきてらるわけですが、避難所の安心安全の確保っていうものをするのがですね、町としての第一の目標であり、責務であると思っております。

また、このことについては町民の方もですね、そのことを理解していただき、さまざまな場面でご協力をいただいてきたわけでありまして、現状のままではね住民の方の安心安全を担保するということにはならないんじゃないかと思っております。というのが、あまりにも浸水想定区域の方がですね、佐賀地域の場合には広いがですよ。皆さんご存じのとおり。また、高台も少ないと。さっき申し上げた西公園であるとか東公園であるとか、そういった場所のみしかないかなと。緊急の場合ですね、旧パイロット山であるとかあろうかとも思いますが、緊急の場合にはそちらの方では避難の方はできないと思いますんで。

まあそういった現状もありますんで、住民の方も安心安全ということを考えてときはですね、もう一步最善を尽くすっていうことは町の責務じゃないんでしょうかね。

先ほど、ペットボトルの1人3リットル。1日分っていうふうなことでしたね。3日分であるとか1週間分であるとか、いろんな全国各地で災害が起こるたびに3日分の水、食料とかいうこともうたわれております。

そういったようなことも考えるとですね、1人3リッターで大丈夫やっていうふうな考えはちょっとね

成り立たないんじゃないかと思います。先ほど申し上げたように県内客の方、飛び込みではないですけど、通りかかった方もその高台で避難することも、これは想定内やと思いますので。

そういった方への3リッターの水っていうものは、考えてのことでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

水、飲料水につきましては、先ほど申し上げたとおり、ペットボトルの水で1日分、全人口の1日分の備蓄をしております。

それ以外に浄水器の方を整備しておりますので、2日目以降は浄水器での浄水をして飲料水を確保するというようなことで、現在のところは計画をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

浄水するのに水、濁り水であろうが何であろうが要るわけですが、その水はどっからという考えなんでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

水の方に関しましては、例えば、川であったりプールであったり、いろいろな水が使えます。

また、海に近い場所につきましては、浄水器の方も海水対応というものにしておりますので、例えば、津波が来て、水たまりというかそういうたまりがあれば、そういう水も浄水して飲料水に変えることができるというようなことも計画にしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

ちょっと安易な考えかなっていうふうに思います。

というのも、津波もですね1回では済まないことが往々にしてあるがですね。何波も何波も来て、そういう海へも行けない、川へも行けない、という所が続く場合もあると思います。

そういった部分も含めてですね、先ほど来申し上げてますこの水槽の件についてはですね、今できることであって、今やっておかないといけないことだと思って質問をしておりますが。

ただ、今度の質問はですね、今年度やってください、やらないと駄目ですっていうふうな話ではなくて、来年度以降、再来年もしくはその次、3年後か5年後か分かりますが、そういったスタンスを持ってでもですね、水槽を据えるというふうな方向性を持った考えをすべきやと思うがですけど。

要らない心配かもしれんのですが、この点はしっかり備えておかないと、やっておかないと、本当に住民の方安心しておられないと思うんですよ。

先ほども申し上げましたが、予算的には当然多額なお金必要としますんで、安易なことのあれではないことは重々分かっておるわけですが、その上でもですね、やっぱやっておかないといかんのじゃないかというふうに思っております。人間もですね、動物も植物も水がないことには生きていきません。当たり前のごとでございしますが、そういった意味でのですね、こういった水槽の設置ってものは本当必要だと思っております。

よく執行部の方は費用対効果であるとか、そういったお言葉をよく聞くわけですが、お金は当然要りますよね。それも、多額のお金が要ります。でも、水っていうのは本当命の水やと自分思ってます。水がなかったら本当生きていけませんもんね。そういう意味での質問ながですけど。

入野小学校の手前の水槽についてですが、ちょっと確認、以前にもお聞きはしてると思いますが。

国や県の交付金であるとか、補助の方ですね、ひょっとお手元、今分かれば教えていただきたい。

分からなかったら後でまた質問しますけど。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

現在資料を持ち合わせておりませんので、また調べてからお伝えしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

これも後ほど結構ですんで、数字的な部分、分かりましたらぜひ教えていただきたいと思います。その上で、またお話ししていただけたらと思いますので。

自分がこんなこと言うたら、何かこう不安を助長させているように受け止められる方もおるかも分かりませんが、そんな気は毛頭もないわけで。本当にね、佐賀地域については皆さんの心配ごとというのがちょっとね。自分も浸水想定区域内におるがですが、もう毎日毎晩、津波のことは頭から離れません。変な話、髪洗いよって目も開けれんようなときに来たらどうしようとか、いろんな想定をしてね、心配しております。佐賀地域の方もそうやと思います。

以前であれば、もう私は高齢だからもう逃げんでもえい、このままおるっていうふうなお考えの方、たくさんおったわけですが、今はもう違いますもんね。いろんな皆さんの努力によって、まずは逃げんといかんのじゃ、周りに迷惑を掛けるから逃げんといかんのじゃ。そういつて、考え方を変えていただいた方がたくさんいると思います。そういった方のためにもですね、いま一つ想定外を想定した対応の方ね、ぜひお願いしたいと思うわけです。

それと、自分思うがですけど、黒潮町の人間、皆さんだけではないですよ、黒潮町の人間っていうのは本当の人がえいと思います。何いうかがまん強いというか、そういった部分がねすごくあると思います。人が良過ぎて、国にも県にもあんまりよう言わんみたいな、そういった部分。一生懸命ね、皆さんがやっておられることは自分も分かってはおるわけですが、こういった命にかかわることは本腰いいですか、腰を入れてぜひやっていただきたいと思います。

その要望をするにもですね、やっぱこちらの強い、強固ないうか、そういった意志を表さないことには相手には伝わらないと思いますんで、要望であったり、陳情であったり、そういった部分ではですね、町

長先頭に立って今もやっておられるとは思いますが、強固な意志を持ってですね、相手に伝わる意思で、ぜひですねお願いしたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。諦めたらもうそこで終わりですんでね、住民の方がしゃあないねみたいな話になるとそれはそれでも悲しい話になりますんで、そういったこともないようにですね、ぜひ強い意志を持った要望の方をお願ひしたいと思えます。

何度も言いますが、善は急げですよ。善は急げ。やらんといかんことはやらんといかん。やってもらわないかんことはやってもらわんといかん。町にできんことは国、県に持っていかんといかん。そういった気持ち、意思でですね、早期の対応、対策をお願ひしたいと思えます。

そのことをお願ひしまして1問目の質問を終わり、2問目に移ります。

2問目と致しまして、景観維持政策についてでございます。

町内の海岸線には、7月初旬、これ6月の後半やったかもしれません。申し訳ない。7月初旬に漂着した流木やプラスチックゴミ等が、いまだにそのままとなっている。

海岸線の国道沿いに停車し、風景を写真撮影する県外客、県内の方も当然おりますが。県外客を多く見ますが、ごみが多くて残念ですね、との声を聞くわけです。

町の予算に見合った、適切な対策が必要でございます。

町の考えを聞きます。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは浅野議員の、貴重な観光資源である美しい浜を守ることは町としての責務であり、今後の観光振興には欠かすことができず、清掃用機器の導入による即時対応は不可欠と考える、の質問にお答えします。

議員ご質問の砂浜の清掃につきましては、入野海岸ならびに浮鞭海岸の浜の清掃の状況となりますが、ボランティアで町民の方にもご参加をいただき、年2回の実施をしております。

今年度の清掃状況につきましては、4月22日土曜日に実施、また11月19日日曜日にも実施を予定しており、町としましても、年間を通じての貴重な観光資源であることは十分に承知をしているところでございます。

現在の浜の状況につきましては、相次ぐ台風の襲来や、豪雨時の影響による流木や漂着ゴミが多数あることは十分に認識をしており、町におきましても海岸管理者の高知県に対して漂流物撤去の要望を伝え、引き続き県の担当部署と協議を行ってまいります。

現時点での県の回答としましては、台風の襲来時期でもあり、波浪が治まる時期を念頭に予算を要望し、確保できた予算の範囲内で対応を進めていきたいとの説明でございました。

今回、清掃用機器の導入による即時対応のご質問となりますが、入野海岸また鞭海岸につきましては、海岸施設管理者が高知県であるため、町として海岸清掃作業における清掃用の機器ならびに必要とされる重機の購入につきましては、現時点では考えておりません。

過去からの経過につきましても、入野海岸および浮鞭海岸において多量に流木等が漂着した際には、管理者である高知県がその対応を行っております。

先ほど申しましたとおり、せっかく観光に訪れた皆さまや地域の方々のご意見など、今後とも風光明媚な入野海岸、浮鞭海岸を引き続き守っていくことは当然ではございますが、町としましては、あくまで施設の管理区分による基本的な対応に努めてまいります。

また、当町だけでなく、幡多広域の財産、観光コンテンツとしての捉え方につきましても、引き続き幡多広域観光協議会を通じての情報発信、また、今後の新たな取り組みについての協議を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

漂着をした流木やごみ、特にプラスチックごみが問題ではあるわけですが、それが漂着していることを認識していると。県にも言っていると。要望をしているとは言いますが。

先ほども言いましたけど、6月末やったかな。7月からですね、現在もですね、そのままなですよ。

室長、海の方見られたことありますか。浜の方見られたこと、ありますね。どう思われますか。自分たちも、できれば地域を挙げた行動というのにも必要かとも思うわけですが、なんせもう大きい、対応のできないようなものもあつたりするわけで、人の手ではね間に合いません。

それと失礼。最初の質問に戻ります。

カッコ1を言うのを抜かっておりました。大変失礼しました。緊張しておりました。申し訳ない。室長の方から言ってもらってありがとうございます。申し訳ございませんでした。

そういったことですね、鞭と入野は県の担当っていうふうなことを先ほど言っておられましたけど、担当の県が動かないときには、黒潮町が動くべきではないかと思います。そういったことですね、本当に景観維持という意味合いおいてですね、政策として黒潮町もですね、もっと力を入れんことには、何ともならんと思いますよ。

3カ月も4カ月もあのままなげすもん。それを、県がやってくれんからそのままにする、そんな話はないがやないですかね。

あそこ、あそこって言うたら駄目ですね。塩屋の浜も、浮津の鞭の浜も、入野の浜も、田野浦も、出口も黒潮町です。景観は黒潮町の景観、どっこも一緒なげすよね。

黒潮町にある海岸を国やから県やからってそのままにするって、そのへんがどうもね、合点がいかんがですよ。

それでも先ほど室長の方も言っておられましたが、幡多広域でも受け止めをしなくてはならないと。その通りやと思います。そういった意味においてもですね、高知方面からの黒潮町は幡多の入口、玄関なげすですよ、玄関。玄関先があんだけ汚れとつたら、県内に限らず県外から来られた方がどんなに思うでしょうね。うわあきれいな、また来たいなあって思うか、何これ、流木、プラスチックゴミそのままやんって思っつて、二度と来たくないっていうふうな思いになってしまう方もね、中にはおろうかと思っつですよ。

幡多6カ市町村が生き残るためには、やっばこういっつた景観っていうのはね、大切にしていかないと、後でえらいことになるんじゃないでしょうかね。もっつこ真剣にいいますか、町の宝としてですね、もっつこ真剣に、大切に思っつていただきたいわけですよ。

対策、対策っていうか、あの浜の状態見たらもうやるしかないわけですよ、しかも、そのたんびにですょやらんといかんと思っつます。そういう意味では、これ以前にも申し上げましたが、機械による重機いいますか、それによる対応でないとしてですね、早期の対応、対策っていうのはできないと思っつます。これも先ほどの水槽と同じくで幾らかの予算を必要とするわけですよ、以前のときには、予算的な部分であつたり、先ほど室長の方が言っつた国の担当であるとか、県の担当地域であるとか、そういう意味の説明も受けつたわけですよ、仮にですょね、重機の方、町で。県の補助、国の補助も当然要ろうかと思っつますが、重機

の方の予算的な部分、全く、そういったカタログであるとかそういったもの全く見てないわけではないと思うのですが、そういう意味合いにおいて金額的にですね、重機の予算的にはどのぐらいを考えているのか。

これほどピンからキリまでね、すごいありまして、小型のもんでも小回りの利くもん、管理のしやすいもんもあったり、海外ではものすごい機械で一気にやったりとか、そういった部分もあるのですが。

そういう意味で、重機の価格的な部分の心配というか、どのぐらいを考えておられるがですか。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

議員ご質問の海岸清掃用機器の導入につきましては、一例としましては、けん引用のビーチクリーナーと連動するトラクター、漂着物収集時における小型のバックホー、運搬に係るダンプトラックなどが挙げられます。

また、作業を行う海岸線の面積も広大であり、一定の作業機械規格も求められるため、それぞれ各1台を購入する経費としましては、およそ合計で2,500万程度の予算が想定されます。

そのほか、実際の現場作業に係る人件費、職員の確保や機械購入後のメンテナンス費用、作業時における安全管理体制、そもそも建設機械免許を有する職員がいないなど、基本的な課題もございます。

ビーチクリーナーの配備、購入につきましては、基本的に入野海岸の管理者は高知県であるため、町単独の清掃に関連しての費用としては高額な機械の購入となりますので、現時点では困難であると考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

いろんなね、室長が言われたけん引用のトラクターであるとか、バックホー、あと運搬のトラックであるとか、当然必要にはなってくるわけですが、予算は要りますよ。当然。試算をされて2,500万、今言われましたかね。その2,500万で終わるわけはなくて、ランニングコストいいですか管理のお金も要ったり、人のお金、人件費も当然要るの、これはもう当然のことで、それを見越してやらなくてはならないことですが。

それを見越した上ででもですね、これやらんとね、黒潮町、見捨てられますよ。今のままでは、僕は思います。

それと室長、確認ですけど。

今言ったけん引用トラックであるとか、バックホーであるとか、運搬用トラック、これ免許は要るがですが。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

先ほど免許が必要と言いましたことにつきましては、バックホーとか、そういったところを運転するに当たっての免許が必要になります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

免許が要るのあれば、そのところは免許は取らんといかんということですよ。取ればそれも可能ということだと思いますので、ぜひですね、こういったこと前向きに検討されるのが町のためやと思います。

そうやないと本当、先ほども言いましたけどこれ、黒潮町、人来なくなるような場合もあろうかと思えます。

このね、浜の整備の機械というのは、今も言われたように高価であり、ランニングコストを多く掛かることは分かるがですけど、それをやっても、やったらそれだけの効果は後々ですねあると思えますので、できないと、何度も言いますが人が来ない黒潮町になってしまったら駄目やと思います。もっとね、具体的に動くべきだと思いますよこのことは。あまりこう軽く見ない方がいいんじゃないかと思っております。

以前の議会でも、別の質問でも申し上げました。黒潮町がですね、キーマンやと思うがですよ。幡多広域とはいっても幡多の玄関であり、そういった意味も含めてですね、キーマンであると自分は思っています。玄関入ってきて、いきなり汚いとこきて、こりゃあ汚いぞ。幡多はこりゃあ、どこ行ってもこんな感じかという始まりの話になるのが、心配しますね、やっぱそういうことをね。

それと、医療の現場でもよく言われるのが、特にがんですね。がんには早期発見、早期治療が必要だと。発見はもうしちゅうがですよ。早期発見はしちゅうがですよ。早期治療がしてないがですよ。幡多を引っ張っていくキーマンとしての働きをしないと僕は思っております。そういった意味も含めてのね、質問があります。重要な重大な責務を持った黒潮町だと思いますのでね、このことはもう一度執行部の皆さんでですね、産業推進室だけの問題とせずにですね、町内全体の問題としてやっておかないと本当、後々これ大変なことになると思いますよ。

すみません、忘れるところでした。皆さんのお席に2枚ほど写真の方あろうかと思えます。

右上の方に資料マル1というふうなことで書いてると思えますが、これ、左上が塩屋の浜。まとめにはこれ地元の、ここにも書いてますが、地元の勇姿の方がですね何名かおられてずっとこういうことで、こういう形で集めておられるようです。

遠くに見える水際いいですか、海の方はもう本当きれいになっておりますね。地元の方のおかげだと思います。その右側、塩屋の浜から熊野浦へ向かう道端ですけど、これ階段の所にあるのが全部がごみではなくて、4段目ぐらいからの下の部分はごみとか、雑木を集めるためのケースであります。これで引っ張ってきて、ごみを集められておるようです。

それと、左下の方は浮津海水浴場ですね。海水浴場の方もですね、地元の方のご協力いただいてやりゆうわけですが、なかなか高齢化の部分がありまして、なかなかのところですよ。

右下のこの鞭の海岸ですが、こういう状態です。

この前、ちょうどこの丘にですね、県外から来られた女性の方がおられまして。

すみません、延長お願いできますか。延長お願いできますでしょうか。

いや、もうあと3、4分でええとは思いますが、よろしいですか。ありがとうございます。

元へ戻ります。

この鞭の海岸ながですが、ここ県外からね若い女性の方が車で乗り付けられて。

失礼。

海が見えるからといって、階段のあるところまで上がって行って写真なんか撮っておったわけですが、その方が言うたがですよ。きれいですね。でも、もったいないですねって言われて、返す言葉があまりなかったいいですか、申し訳ないですねっていうふうなお断りをするしかなかったがです。そのときにもこう言うしかなかったがですけど、次に来られるときはもっときれいな浜にするよう頑張っておきますっていうふうなことで、その場の会話で終わったがです。この後、その女性2人はですね、今夜は三原村で民泊するんだというふうなことを言ってました。今ですんで、SNSとかいろんなところで情報を得て行くんだと思います。そういったSNSであるとか、今スマホですつと見れますんで、そういったこともあります。

それと、三原村の後は、明るく日柏島へも行くんだっていうふうなことを言うておられました。そういうふうにはですね、先ほど来言ってます黒潮町は幡多の玄関です。玄関もつとね、きれいにする努力、ぜひお願いしたいがです。そうでないと、何度も何度もですが、大変なことになります。重い腰をいい加減に上げないとですね、大変だと思いますんで。

予算のこと、当然あります。国にも言わんといかん、県にも言わんといかん。

1番の質問でも申し上げましたが、やっぱその意志を相手にもつとつとですね、伝えていただきたい。そうやないと、相手は動きません。なかなか動きません。

それと、今であれば間に合うかもしれません。僕としたら今がもうタイムリミットやと思ってますんで、黒潮町をですね存続させるのも皆さんです。幡多を存続させるのも、皆さんの力でできます。

やればできると思ってますんで、皆さんのご英断を願ひまして、今回の質問を終わります。

期待してます。終わります。

議長（中島一郎君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

11時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 18分

再 開 11時 30分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

それでは、質問致します。

町長の行動表を拝見するに、なかなか町長、これ休む間がない、猛烈なこの仕事振りじゃ思うて拝見しゆうがですけど。これはだいぶ体も弱っちゃあんろうかと思ひよったところが、開会のときのあいさつではなかなか元気のある声がありまして、まあ、私も安心して質問ができるなあと。町民が喜ぶ答弁がいただけるものと期待して質問をさせてもらいますので、よろしくお願ひ致します。

まず、1、町長の姿勢についてでございます。

カッコ1番のですね、市町村の合併の特例に関する法律。目的ですね、第1条中に、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図りと、1条中に規定されておりますが。

この均衡ある発展を図りとあるが、町長、どのようにお考えですか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員の、市町村合併後の現状についてのご質問にお答えしていきたいと思えます。

少し長くなりますけれど、合併後の行政の運営の基本的な部分のことも踏まえて、合併後の経過を含めてご答弁をさせていただきたいと思えます。

本町は平成18年3月20日に、旧大方町と旧佐賀町が合併して誕生し、早いもので、本年3月20日で17年が経過を致しました。

その間、市町村の合併特例に関する法律に基づき策定された黒潮町建設計画、及び当時の地方自治法で最上位計画として規定されておりました黒潮町総合振興計画第1次を策定し、人が元気、自然が元気、地域の元気なまちづくりを進めてまいりました。

ところが、合併5年後のことです。平成23年3月に東日本大震災が発生し、その1年後に、内閣府中央防災会議が公表した南海トラフ巨大地震の新想定で、黒潮町には最大震度7、最大津波高34.4メートル、高知県には最短2分で津波が到達するかもしれないという、日本一厳しい想定が突きつけられました。この衝撃的なニュースは、これまで海を自慢してきた黒潮町のイメージを一変させ、本町のまちづくり理念そのものを根底から揺るがすものでございました。

しかしながら、黒潮町はいかなる困難な状況に直面しようとも、まず住民の命を守ることということをお原則として、これからも海の恵みあふれる豊かなまちづくりを進め、先人から受け継いだふるさとを次の世代へしっかりと引き継ぐという決意を、黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方として整理して、南海トラフ地震対策を重点的に進めてまいりました。

そして、地方自治法改正もございまして、平成30年度からは黒潮町総合戦略を最上位計画として、将来の人口にスポットを当てて、産業振興計画を中心とする創生基本計画に加え、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の4部門で構成し、本町は将来の人口減少を克服して、2060年人口6,800人の町を達成を目指しているところでございます。

その現状につきましては、目標人口に対して491人、2020年国勢調査状況では、目標人口に対して491人少ない状況であり、2060年の推計に当てはめると3,900人から4,000人となり、目標人口を2,800人から2,900人下回る見込みとなっております。

従って、目標達成のためにはより一層の戦略が必要となり、令和6年度で終了する現在の黒潮町総合戦略をさらにブラッシュアップしていく必要があると考えております。

第1次黒潮町総合振興計画では、今、黒潮町のまちづくりにとって大切なことは、これまで2つの町で育てられてきたまちづくりに関する理念や地域個性のエキスを再構築するとともに、人が元気で、自然が元気、地域が元気な黒潮町の将来像を描きながら、住民と行政が協働して暮らしやすく、豊かさと賑わいのあるふるさと黒潮町を築き上げることで示しておりました。

今後、新たな黒潮町総合戦略を策定するに当たっても、いま一度この基本理念と将来像を振り返ってみることが必要ではないかと考えているところでございます。

それから、質問にありましたように合併以降の円滑で均衡ある行政運営ができていくかというご質問につきましては、一例として、合併特例債の活用事例をご紹介します。

平成18年度から令和5年度予算措置までの18年間での活用額は57億円、161件となっております。その簡易な内訳は、黒潮町全体的な事業が21億円、24件、率にすると36.8パーセント。旧佐賀町地の対象事業として10億円、55件、17.5パーセント。旧大方地域対象事業266億円、82件、率にして45.6パー

セントとなっており、人口比率を基準に考えますと、おおむね均衡が取れている現状であると認識しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

町長の評価としては、そういう均衡は取れておるとい、そういう答弁をいただきましたが。

この合併する前にその合併協をつくり、それからそれに基づく建設計画を作り、当時の会長は、これがないと合併はできないということを合併協の中でも発言されておりますので、そのとおりにやっていただきゆうということを一応期待はしてはおります。

それで、合併協をつくったときにも、この建設計画のかがみには、地域全体の均衡ある発展をと。それから、合併後も建設計画を、これ黒潮町として作っておりまして、これ同じことなんです。当たり前の話ですけどね。

で、そのように私はやっていただいておりますかと思うてはおるものの、最初のころの話というのは、対等合併なんです、新設合併。それは何かいうたら対等ですよという、それ協議会の中でも話、言葉として出てきておることです。で、吸収合併ではないんです。この町は吸収合併ではない、対等合併ということで、皆さんその合意形成ができて、合併になったわけです。

で、早い段階ではですね。町長も実は佐賀へ来て座ってくれておりましたわ。ところが、いつのころから佐賀へ来て、町長室はあっても座ってくれんようになりまして、そこは物置になってましたね、しばらく。今年になってやっと、町長室ということで表示していただいて、町長が来ていただいても別に座って仕事する分については何の支障もないという状況に、施設はなりました。

ほんで、たまに思うのは、均衡あるということだから、例えば給食センターやったら大方にはなかった、佐賀にあった。だから、同じように造れというお声の下に造った。それはそれでいい。

それから、地域の何やったかね、あとで新聞も出たがやったけど、部落に対する報奨金、これは違法性があるということで大方は出してなかった。佐賀はそんなことは全然問題にならず、出ておった。それまで佐賀にあったものはなくなった。なかった大方にはあるようになった。これも均衡という点では、それはいいと思いますよ。

だけども、対等合併という割には町長が町長室におらんがですよ、佐賀が。これが一番困る。だからね、役場の前の管理らも悪い。厳しく言うてようようやった。草刈りを。あんなものは町長はそこへ座りよったら絶対あり得ん話じゃ。この7月、8月の草が一番成長する時期が、この田舎におる人はみんな知っちゃう。それができない。かみつような話をせなやらん。これがね、対等ですか。対等と言えますか。そういうところがあってね、私はあえて今回はこの法の条文を出したわけです。

佐賀の人は、今までは下駄履きで町長室へ行きよったわけですよ。佐賀の近くの方は皆、下駄履きで行けた。そして、玄関から入る必要もない。裏口からちょっと入れた。困り事はすぐ相談、聞いてくれた。現状においては、ここまでわざわざ来ないかんですよ。そんなことが対等と言えますかねこれ。非常に情けない思いをしておるのが、私に届く住民の声としたらね、そういったことにあるかなと思うんですよ。

それで、そのね、2番いきますよ。

佐賀の住民の心情ですよ、心情。心情を理解するためには、佐賀庁舎に勤めることが必要と考えるが、姿勢を問います。

これね、毎日のことを私言いがやないですよ。合併当時には、何日か来て座りよったがですよ、町長室へ。そのことを言いがやないですよ。そこへ来たら、空気とかいうものが吸う、目に映る、視覚に。それから、聞こえる音。そういったものの中からですね、町長の政治姿勢というものが決まるはずですよ。事務的なことを言いがやないがですよ。町長の姿勢として、どうなのかと。私は、週のうちに何回か、月うちに何回か来ていただいて、今日は町長がおるき、皆さん困り事はいつでも来てくださいと。即返事をさしてもらいますよ。中には、回答もできることがあるやも分かりませんねとか、そういうことをやっていたきたいと考えてこの質問をしておりますので、町長、ひとつええ話を、答弁をよろしく願います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野昭三議員の、佐賀の住民の心情を理解するために、佐賀庁舎で勤めることが必要と考える姿勢を問うというご質問にお答えしていきます。

これ私、ちょっと町長だけじゃなくて職員も含めてというような感じをとっておったので、ちょっと通告書に基づいた答弁は一通り答弁させてもらった後に付け加えます。

まず、職員配置につきましては、限られた人員の中で、町民の満足度の高い行政サービスが提供できるよう、職員の能力や適性、意欲などを生かし、適材適所に配置することを基本に、業務の推進、人材育成、体調や家庭等の個別事情への配慮等、総合的な判断により職員配置しているところでございます。特に、合併当初から平成21年度までは総合支所方式による組織機構になっていたことから、旧町職員の両支所間相互の配置も考慮しながら、職員配置をしてきた経過もでございます。

本町支所方式となった平成22年度以降においても、一定の考慮する要素の一つとしながら、総合的な判断で職員は職員配置をしておるところでございます。住民の心情に寄り添い、地域の実情把握に努め、住民ニーズに適応した事業施策を講ずることが町職員としての基本だと考えておりますし、どこの職場、部署に配属された職員もそのように努めております。

今後こういった姿勢のもとに、情報福祉の向上に取り組んでまいります。

私自身の、議員のご質問のようにたまには佐賀庁舎に座ったらどうかというご質問、町長室を少し整備して、決裁もできるように準備を致しました。

黒潮町全体の業務上の優先しますので、どういう回数で、どういうので行けるかは分かりませんが、私自身も時々はそのちらの方に座って業務をするようにしたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

時々はどのように私には聞こえたもんで、その時々というのが年に時々なのか、月に時々なのか分かりませんが。

やっぱりね町長、これねえ、来てくださいうて頼みようのはね、みんなが町長に来てくれたら馬力が出るがですよ。職員もね、今以上に馬力が出ると思う。わしは。

で、直に仕事しゆうとこを町長がその目で見てもらえるということは、それはね、職員にとってはこの上ないことやとわしは思うがですよ。なんぼやったち目に見てもらえんいうたらね、そらしんどなる。人間誰やち。

それから住民も一緒ですよ。ああ、町長がやっぱり来てくれたか、佐賀は捨てられちよらんねと。そういう思いが出てくるとですね、もっとその生活力も高まるし、経済力も高まるはずですよこれ。そういうことをね、わしは考えるがです。

だから、それは別に予算を伴うことでもないし、町長がそこへ座っていただいても、同じ時間、同じ給料ということですよ。やる気をいかにもたらすか、全ての人に。最高責任者ですからね、町長は、黒潮町の。だから、いかに皆さんにその気になっていただいて、黒潮町の振興発展につなげていくのか。どういう方法があるのか。そこのあたりですよ、私が願っておるのは。

町長、もうちょっと具体的によね、週に何日とか月に何回とか、そのへんの具体的な話がなかったもので、町長のこの場での発言というのは、テレビみんな見ゆうですよ。だから、そのへんの言い回しを考えよね、馬力が、元気がつくような、そういう町長の答弁をいただきたいわけです。

もうちょっとね、町長、ここへ座ったち8時間は8時間。佐賀も8時間は8時間。町長はもっとやりゆうですよ、仕事は。当然。だけどそういうことですので、何かね、そのへんで何か工夫ができないかなと。時間のやりくりとか何かを。

例えば、高知へ出張する時があつたら、1時間とか2時間とかここを先出て、その間向こうで執務を取ってもろうて、職員らに対しても激励をしてもらおうと。それがね、僕はやる気の起こす元やと思うちゆうがです。

だから、そのへんを踏まえてもう一度答弁をいただきます。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

黒潮町の本庁当に座っておってもですね、やっぱり全体、佐賀のことももちろん、黒潮町全体を考えて業務をしております。まず、基本的にですね。

ただ、おっしゃるように、実際の町長が行って顔を見せることも、また職員の緊張感とか、そういうものにつながるということもよく理解できますし、住民の方の心情もよく理解できます。

ただ、基本的には町全体の業務遂行の中でどういうふうにやっていくかが基本ですので、週に何回とか月に何回ということはなかなかこの場では申し上げられませんけれど、先ほど申しましたように環境は整いましたので、また支所長というのが現在でおるわけですから、支所長ともよく連携しながらやっていきたいと思っております。

また付け加えてですけど、行政全体の機能と致しまして、来年度、教育委員会全体が佐賀の方の総合センターの方に全職場を移しますので、また全体的な行政機能もですね、少し変わってこようかと思っておりますので、とにかく佐賀、大方というふうな言い方でなくて、黒潮町全体の町政、高めるために全力で取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

ここであんまりあだこうだ言いよつても、それはいかんところもありますけれどね。

町長の言いゆうことを別に疑うがでもないけど、前にもこの書類、ちょっと見ていただいたんよね。こ

れなんです。これ縄文のこれ、遺跡の地図じゃいうてよ、これいかに大方へ集中しちゃうかということが分かる。これだけ暮らしぶりがええということやき、3,000年昔から。その点、これから外れる所は、大方であっても遺跡が少ない。しかし佐賀の方は、これは話にならんばあ少ない。これ、昔の自分の力で、生命力で生きないかん時代の遺跡がここにあるということは、これが歴史が証明しちゃうわけです。こちらは暮らしぶりがええ。これが証明しちゃう。これは多分、権威のある人が調べた結果であろうと、私は思うちゃうがですよ。私が作ったものではない、これは。

だからね、そういう意味で町長も、それはここにおったち全部のことを考え言うけど、この現実を見たときには、町長は見えんところがあるがやないかな思うて考えるがですよ。それは地形的に問題がある。それは仕方がない、地球の成せる技やき。で、冬の日でも、去年やったか10月ごろやったかな、6時ごろ、たまたま上川口をこちら向けに走りよったら、逢坂トンネルの太陽がまだありましたよ。佐賀の方はね、早いですよ。昼過ぎたらすぐ陰りゆう。それだけ違いがふといがです。これは一生にわたってやき。そういうことをね町長、よくよくお考えになってね。

僕は町長立候補のときらを見よったらね、力を合わせて良い町にといい。わしはそのとおりじゃ思うちゃうき、ぜひですね、そういう方向でよね、これからも取り組んでいただくことを期待しまして、次へ移らせてもらいます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

すみません、ここで、この際、13時30分まで休憩したいと思いますので、よろしくお願ひします。

そしたら、この際、13時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 54分

再 開 13時 30分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

質問者、矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

仕切り直して1番から思いよったら、後ろの方から機先を制する声が出ましたので、質問事項の1番のカッコ3番から始めます。

高齢化が進行している現状において、南海トラフ地震などあるときのため、自宅または各行政施設などから個人番号カードで、戸籍、住基、保険、罹災証明などの申請受領ができるように設備などを整備するとともに、移動の距離を少なくすることは地球温暖化対策の推進に沿うものである。

姿勢を問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野議員の、個人番号カードで戸籍、住基等の申請、受領ができる整備につきましてお答えを致します。

個人番号カードを利用した自宅等からの各種申請、受領につきましては、現在2種類の方法がございます。

まず、1つ目の方法としましては、コンビニ交付と呼ばれるものでございます。全国展開しているコンビニエンスストアであるローソン、ファミリーマート、セブンイレブンに設置しているマルチコピー機で、住民票の写し、印鑑登録証明書、罹災証明書の申請、発行が令和5年4月3日より可能となりました。

2つ目の方法は、デジタル庁が運営する、ぴったりサービスと呼ばれるインターネットを利用した方法でございます。これは国が示す、特に国民の利便性向上に資する手続きとされた31の手続きのうち、子育て関係、介護関係を中心に、当町が所管する27の手続きについて、個人番号カードを利用して申請することが可能となったものでございます。こちらは、令和5年3月27日より利用を開始しています。

議員ご質問の各行政施設については、業務を所管する本庁佐賀支所以外には特段の整備は実施していませんが、先ほどのぴったりサービスについては、ご自宅からスマートフォンやパソコンで申請できる仕組みとなっています。個人番号カードと暗証番号をご用意いただければ利用できますので、操作等でお悩みの際は、声掛けいただければ丁寧にご説明致します。

利用開始については、今年3月から4月にかけて、町広報紙、ホームページ等でお知らせはしておりますが、利用可能な申請手続きは順次追加していく予定でございます。

引き続き、使い方の支援と周知を行いながら、利用促進に努めてまいります。

また、これらの整備を利用することでご自宅からでも申請手続きを済ませることがができますので、議員がおっしゃるように、移動に伴うCO2排出抑制に一定の効果があるものと認識してしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

その自宅からできるというのがちょっと私、恥ずかしながら認識不足やったかな。そこをまあ一回、詳しく言ってください。

私が言ってるのは、できる人とできん人とおるということでは困るわけよ。誰もが、住民が一人もできなくならないように。行政がすることですからね、デジタルの法の下にある、お互い国民ですので、困らんように。特定の人、特定の場所でできるということにならないように、そういう方向で取り組んでもらわないかんがですね。

で、行政はね、佐賀の場合やったら佐賀の支所と、それからローソンですか、ほかはできないわけね。だから、行政設備、施設があるので、そういう所へ行けば、即もらえる、請求ができる。そういうことを十分に態勢していかないと、普段の訓練足っちゃよかなあ、これ地震、南海トラフの話はとてつもない規模の話ですからね、今思うようなことは絶対できんなと思いますよ。

だから、それへ向けての日ごろの訓練が十分に足っちゃよかないかんといういうことを認識していただいてよね、ちょっとそのへの行政施設、保育所もあれば診療所もあるし、どうということはないし、とにかくできるように広めちよかないかんがですよ。そしてみんなが、町民が等しくそういう恩恵に預かれる。そういうことが必要ながですね。

そこを踏まえた答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

ご自宅からの利用方法につきましては、例えばスマートフォンでしたら、町のホームページに入っていて、介護保険とかの申請手続きに入るページから申請方法なんかを読んでいただけますと、電子申請というふうに押すボタンが用意してあります。そこから、そのまま申請にと飛ぶようなことになっております。

それから、スマホを操作できない方とかにつきましては、基本的にはスマホ教室のようなものを順次開催しております。去年、令和4年度で言いますと、町内11カ所の集会所等で27講座、延べ160人の方を対象に教室を開きました。

また、町の職員がスマートフォンの利用の先生役となって、各地区へ出向いて教室を開くというような取り組みを行っております。

これらは引き続き、順次取り組んでまいりたいと考えております。

それから、各種施設、町行政の施設において申請等はできないかということですが、例えば、スマートフォンをお持ちでしたら、役場のどこか保健センターでも構いませんがそういうところに行っていれば、そこでも職員が対応しながら使い方を教えて、申請ができるようなことなんかで対応できるのではないかなと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

これはね、スマートフォン言うたけどね、町民の、約1万におる、スマートフォン何人の方が所有して、それを自由に使えるという人が何人おりますかね。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

再質問にお答え致します。

黒潮町のスマートフォンの保有率というのは、79.8パーセントというデータがございます。約8割の方が持っているということになりますが、中には、うまく使いこなせないという方もおられると思います。

スマートフォンの全ての機能を使う必要はなくて、その方に合ったアプリとか機能を使えるようになれば、より便利になるんじゃないかなとは思っております。

そのため、スマホ教室みたいなことを開いてですね、ちょっとでも慣れていただくような取り組みを続けていきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

いや、だから、8割近くの方は所有しておるが、2割の方は持ってないということよ。だから、その2割の人にはどういう。2割の人にどういう指導いうか、その助言などをしていくつもりですかねこれ。そこがないと困るんですよ。

最初に言ったのは、行政がすることは公平がないといかんがやき。一人も漏らしたらいかんがよ。そこを言いゆうがですよ。

総務省の考え方もそういうことなんですよ。デジタル化いうてもよね、できる人だけのデジタル化はいかん。一人も漏れなくということやけん、総務省の考え方は。これはね、ちらっとこの間見たんですよ。総務省のネットを開けて。そういうて書いてある。

だからそこをね、いかにして漏れなく、そういう機能を持った機械を所有できるか。処理できない人はやりようがないでしょ。だから、特定の人是可以る、特定の人にはできない。そこをどうカバーするしていくかいう、できない人をどう助けていくかいうことが行政ながですよ。

どうです。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは再質問にお答え致します。

スマートフォンを持っていない方も一定数おられることは認識しております。

その方に対しては、例えば健康アプリとか、服薬の管理をするようなアプリとか、そういう便利なアプリもありますよということを周知しながら、持ってみたくなるような、使ってみたくなるような仕掛けを模索していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

いや、私にはね、持てない人ってのは経済的に持てんいう人がおるということを言いゆうがですよ。一つは、全てやないけど経済的にも持ちづらい人。

それから、加齢とともに持てない人。なかなかあの機能を動かすのは大変ですよあれは。その購入にもまた行かないかん。自分の家においてあの機械が購入できるわけないがやき。

だから、そういうところまで考えていて行政運営をしてもらわな困りますよということを言いゆうがですよ。

どうです。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは再質問にお答え致します。

他市町村の事例になりますけども、スマートフォンの購入の補助をしている所もあります。

そして、購入する際には、スマートフォンとかの販売のお店に行きましたら、その中で黒潮町のホームページを見られるようなことを教えていただくような、そういうことを協力していただくことも考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

ちょっと、言いゆうことが違うんだよ。答弁になってないがやき。

もうちょっとね、分かる、住民の人これ、みんなが見ようがですよこのテレビ。二十歳の人ばかりじゃないよ。相当なお年をめした人も、これ見てくれようがですよ。今の話で分かると思いますか。

他町村の例もええけど、黒潮町としてどうするかということが必要ながよ。質問に対する答弁じゃから、よその例はええがよ。黒潮町としてどうするか。困らんようにするにはどうしたらいいか、どうせないかんか、そこを聞きゆうがですよ。

住民が困らんようにどうしてやるわけ。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では矢野議員の再質問に、私の方からお答えしていきたいと思います。

町の基本的な方針になる話でございますけど、まず、現在の状況は、今の状況のシステムの中でさまざまな証明書を取られるわけですね。議員のご質問は、さらなるサービスの向上の質問であろうかと認識しております。それももちろん取り組んでおるわけございまして、今の取り組み状況を企画調整室長の方から答弁させていただいたところでございます。

総務省に、総務大臣が主催する自治体戦略2040研究会というのがございまして、これは2018年、今から5年前でございすけれど、将来、2040年というのは国内で最も高齢者が増える年のことを想定しての自治体の戦略についてまとめております。

それを見ると、やはり当町におきましても人口は今の半分ぐらいに減っていく想定。そして、そうすると当然、職員数も今のままでおるわけにはいかなくなる実態が出てくるわけですね。ところが、そういうふうな状況になっても住民の求めるサービス、いわゆる質、そういうものは衰えることなくますます複雑多様化することも想定されております。

そういう状況にいかうまく対応していくか。これを自治体は検討しなければいけないというふうに書かれてるのがその報告書でございすけれど、それに対応するにはやはり、一つの方法としてはデジタルを使う必要があるだろうというふうなことを考えております。そのために、黒潮町のデジタル推進計画を作って現在進めておるところで、その一環として、先ほど室長がご説明されたところでございすけれど。町としては、少し時間はかかるかもしれないけれど、町民にです、デジタルに親しめる、使える住民をたくさん増やして、そして、確かに住民の方にも一定の財政的な負担とか、それから、勉強とかしていただかなければならない部分もあるかもしれないけれど、将来もこの町の住民生活の質を保つ、あるいは高めていくためには、そういうデジタルを使ったもので保障していこう、作っていこうというのが、今の黒潮町の戦略でございす。

ただ、少し、全てが今すぐ均等なサービスというふうにはならないかもしれないけど、それに向かった取り組みとして、先ほど室長が説明したように、少しずつですけどしっかりと住民にデジタルの機能、知識、そして、うまく使えるような住民を増やしていくというふうな取り組みを地道にやって、住民サービスの向上するように進めてまいりたいと思ってるところでございす。

いましばらく時間かかるかもしれないけれど、将来の町の現実を見ると、そういうようなことが戦略としては選ばざるを得ないところだと思っておりますので、デジタル推進、DX デジタルトランスフォーメーションを住民に広げる活動をしっかりとこれからやっていきたいと思ひます。

以上でございす。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それでは、次にいきます。

2 番の交通安全についてでございますが、令和 5 年 6 月議会後から 7 月中旬ごろに、荷稻不破原間約 3 キロで 4 件の重大な交通事故が発生していますが、その原因と対策を問います。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは矢野昭三議員の 2 の 1 番、荷稻から不破原間の国道で発生した重大事故の原因と対策についてお答えを致します。

本件につきましては、中村警察署に確認を致しました。

本年 6 月から 8 月までの 3 カ月間で、5 件の交通事故が発生しております。

内訳は、人身事故が 2 件、物損事故が 3 件で、人身事故 2 件のうち、重傷が 1 件、軽傷が 1 件でありました。

また、事故の形態では、対向車との接触が 3 件、自損事故が 2 件であり、事故の原因と致しましては、前方不注意が 4 件、安全速度違反が 1 件でありました。

次に、事故の対策につきましては、この後の 3 の 1 番、3 の 2 番の質問と重複する部分が多いので詳しくは申しませんが、まずは、6 月議会の答弁でも申しましたとおり、ドライバーが交通法規を順守することが基本だと考えていますので、そのための普及、啓発活動は今後も行っていきたいと思います。

その過程において、交通規制や道路改良工事等が必要な場合は、中村警察署や国土交通省に対し要望していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

動くものを操作しゆうがですき、それは大変危険なし、動かす以上はその責任が伴うし、それはまあ言わずとも分かった話ではございますが。

そうは言いながら、現実には事故が起こっている場合、当事者のみならず、その間、通行止めになるわけですねその辺が。迂回路がろくにない。すると、上り下り合わせて 5 キロ、6 キロになってくる。止められる間の距離、その間に何台の車がおるか。その間の経済活動が止まってしまう。契約に出向いていきゆうときに、そこで何時間も止められたら契約できないですね。1 億円の契約に行きよっても、止められたら 1 億の契約はできん。物の輸送でも、物によれば車一つで億の電子機器ですよ。そういったものも載っている場合もある。病院へ受付時間を切られて、それに間に合うようには行かないかん人がおる。そういうことを考えるとね、運転手だけのことを考えて答弁をするようなことでは困るがよね、それは。みんなの安全はみんなの経済につながることじゃ。不破原でも、対岸町道行ったら、よその人がまた町道の中で落輪ですよ。して、それをまた付近の人が助けないかん。困った人がおれば助けるのは当然とはいいいながら、運転手の責任じゃ、その一言でよね、そういうことまで影響してくる。先ほど言ったように経済のこと。

だからね、もっと危機感持ってやってもらいたいなあと思う。ええ加減にこの経済が立ち後れた幡多で、黒潮町は東の端にある。黒潮町だけの問題ではない、幡多郡の問題でもある。そういうことをやっぱ考え

てですね、問題があればとか何とか、問題あることは分かちゅう。以前から、交通安全とか道路の改善とか改良とかいうことを訴えできゆうわけですので、その一言何かあったということをもってですね、即そこまで発展した考えになってもらわな困る。住民の生活がこの黒潮町行政に頼ちゅうがですよ。そのために、みんな黙って税金を納めゆう。これは運転手ばあが悪いじゃいう、交通事故は両方が悪じゃ。そんなことは言わんでも分かちよりますのでね、即、これはどこに影響するのか。

国の方はですよ、大体、国の内閣の方針から見よつても、あらゆる手段を講じて経済の向上を図るといのが総理の今までの、私の記憶しちゅうのは安倍内閣のころでもそういう話がずっとされておりましたのでね、あらゆる施策を講じて、国民、経済、所得の発展に努めるといのがそれですよ。だから、運転手だけ悪いちゅうようなこと言いよつたらね、経済止まってしまう。道路の交通安全から含めて、国の経済の問題、町民一人一人の経済の問題やきね、それはもうちつとね、真正面から取り組んでもらわないかん。黒潮町行政は。

そういうこと考えたらね、町長ね、これ課長に言わすがはいかんがですよ。こういった答弁を何回も言わすがは。やっぱ町長の姿勢として、幡多郡の一員としてですね、幡多郡も困りゆうがやき。高知県の中で、この幡多は経済が特に低いがですよ、東と比較して。ここのね、この日銀の記事、ここへもはっきり書いちゅう、これ高知支店が、東と西との経済の違いを。だからね、そういうところはやっぱり見て、これはもう新聞の記事ですので、一応常識として行政職員わしは知ちゅうと思ちゅう。だから言いゆうがですよ、そういうことを。

それで、ここの言い分はね、支所長の答弁にもありましたけど、8月13日付のね今年の、これは高知新聞の切り抜きですよ。ここにもありますけど、これ多分持ちょうと思ちゅうけど、事故で助けてくれた方に感謝いうて。これ、高知市出身の方で東京在住の方ですけど、この方は大変な事故で、これドクターヘリで医療センターと近森病院へ2人運ばれちゅうね、このときの事故は。今、小黒ノ川でやりゆう所のね、工事区域から100メートルぐらいこの入野へ寄つた方ですよ。そこで、どうも事故に遭つたわけね。そのときは大変お世話になりましたとございましてという記事で、これはええけど、そのときに助けに行つた人がいっぱいおいでるわけよね。その事故現場で困ちゅう、助けないかん。自分のことを置いちよつて、その人らを助けよう。こういうことが頻繁に、私に言わせたなら頻繁と思ちゅうて考えておるんですけど、わずかなひと月ばあな間に4件、さっきの話やつた8月まで入れたら5件とかいう。私、これを異常と思ちゅうてね、考えておるんですよ。そのへんは異常と思いませんか。

どうです。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは再質問にお答え致します。

冒頭に言われました経済の件を言われましたけれども、平時においては通常どおり通行できますので、それについては今のところ問題ないと思いますが、交通事故等につきましては緊急事態であります。どうしても事故直後は渋滞をしてしまいますし、通行ができなくなるということであろうかと思ちゅうます。

そのときは、なるべく早く警察に来てもらつて事故処理をし、事故車両をよけて、早く片側交互通行でもできるようにするというのが現在の事故処理の後のスタンスですので、それについてはこの間の不破原の事故であつたり小黒ノ川の事故におきまして、その方法でやってきたと思ちゅうます。

あと、その迂回路の件につきましては、私も存じ上げておりました。対岸町道が大渋滞であつたと。地

元の方も誘導に出いていただいて、大変お世話になったということも聞いておりますので、たまたま不破原の所につきましては対岸町道はすぐ目の前にありますので、そこへ流れる車が多かった。そこに大渋滞を起こしたので地元の方が協力したということは聞いておりますので、不破原の区長さんにはその件はお礼を申し上げて、感謝を申し上げます。

ただ、それと私の答弁の中で交通安全を順守することを言いましたけれども、これはあくまでも基本であります。交通ルールを守ることで事故が激減致します。なので、そこを申し上げます。

ただ、最後の方の答弁でも申しましたけれども、今、町ができるのは、交通安全、ルールを守るための啓発活動。これは現在も行っておりますし、今後もやっていきます。

それに加えてですね、交通規制が必要であったり道路改良工事等が必要な場合には、警察や国土交通省に対して要望していくっていう姿勢は6月議会以降も変わっておりませんので、今後もそのような場合には要望していきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

私、今通告しちゅう中身でもね、不破原の事故ではね、あれ下り向けに、こちら向けに行きゆうのを、前4台おった車が抜いていったがですよ。交差点の中で事故やちゅう。それは単独事故になっちをゆうけど、その4台もたまったもんじゃないから。後ろから追い越してきて、ところが、交差点へ差しかかった所から前から来たもんだから、上りが。右側のガードレールへ体当たりして、跳ね返ったやつが左側の町道へ入り込んでいって、町道のガードレールがもうくの字になっちゅう。

もう一つはね、公安委員会が設置した止まれの標識がね、傾いちゃったがですよ。ところが、それをいつの間にか撤去しちゅう。今日現在、まだそれが復旧してない。あれ、ひと月からやないかな、これ撤去して。だからね、どればあ真面目に考えてやりようやらね、頭傾けるわけよ。

公安委員が必要があって設置したものは、規制の看板ですよ。それが傾いちゃうきいうてのけた。のけたはええけど、のけるにもしばらくかかったね。しかし、のけた後がまだ全然ない。これ公安委員会が何をしゆうがですかと。黒潮町の交通対策は、もうちょっと厳しく言うべきやない。公安委員会いうても公務員じゃもん。それを傍観しゆうだけじゃ。なんぼええこと言うたちよ、目の前の現実が改善されてない。

これはなぜ黙って置いちゃうがですか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは再質問にお答え致します。

一時停止の標識が現在もついてないということは、すみません、認識としてございませんでした。

ただ、保険の適用等々で時間を要しているものではないかとは思われますけれども、一時停止規制の所のその標識がないということであれば、そこについては早急な復旧を要望していきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番 (矢野昭三君)

そういうものはねさっとやらさなねえ、公安委員会がある意味がない。

皆さんの安全を、命を守るための必要があるとして設置した施設であるので、それがいつまでたっても復活しない、改善されないということはね、何をしゆうがやろか思うね。公安委員会も。

そのへんのことは厳しい言わないけませんよ。黒潮町の町道の中にあるはずやあれは、国道やない。私が見る範囲は、あれは町道に設置しちゆう。町民の生命財産を守るのが皆さんの仕事やきよね、そこはかっちりやってもらわな困る。

それと、この交通事故のがをずっと県下のが見よったがですよ。交通事故の状況を。黒潮町は多いですよ。ちょうどこれ、これは5年の7月末か、16件ですか。多い方です。

それから、この21年と22年の県下の状況を見てもね、県下で13位、事故発生率が。で、大変多いと思いますよ。だから、他人事でいかん。

で、次へいきます。時間があんまりありませんので。

3番の強靱化についてですね。

津波高34メートルの町の強靱化対策は、一人の犠牲者も出さないとの決意によりさまざまなことに取り組んでいるが、歩行避難が難しい場合は自動車を利用するため、国道56号、熊井から市野瀬までの間を3車線にして、地震津波あるときの避難道路として、また、平時においては、上り下り一定の区間を定め、交互の譲り車線として活用するための取り組みができないか。

問います。

議長 (中島一郎君)

地域住民課長。

地域住民課長 (青木浩明君)

それでは矢野昭三議員の3の1番、国土強靱化に伴う熊井から市野瀬までの国道の3車線化にすることについてお答えを致します。

佐賀地域の国道56号線は、昭和40年代に片側1車線で整備された一般国道であり、熊井から市野瀬までの延長約10キロを3車線にする取り組みができないかのご質問だと理解しております。

黒潮町における一般国道56号につきましては、現在、高規格幹線道路の窪川佐賀道路、黒潮拳ノ川インターから黒潮佐賀インター間の6.1キロを整備中であり、道路構造令における整備基準も高いことから、災害に強い道路であります。

町と致しましても、拳ノ川佐賀間が1日も早く供用開始となるよう、国土交通省に要請、協力しており、高規格道路が供用開始されることで地震津波のときの避難路となり、併せて、平時においても交通量が分散されることで現国道の通行車両が減少し、安全性が向上されて交通事故の減少に寄与するものであると考えております。

また、3車線化の工事となりますと、現在の車線の一部を工事用車両や資器材の占用区間として使用しなければいけなくなることから、長い間、片側交互通行の規制をかけなければいけなくなります。

従いまして、まずは高規格道路事業を推進していただくよう要望することを優先したいと考えております。

その一方で、佐賀地域、特に不破原以北の国道56号は、急カーブや急こう配が連続していることや、急なり面が連続して危険な個所も多いことから、国土交通省においても、道路に接したのり面などの防災点検を毎年定期的に行っております。その点検の中で危険で緊急性が高いと判断された個所につきまして

は、今後も防災対策工事を実施していくということでありました。

従いまして、本町はこれまでも高速道路の延伸、早期完成を命の道として強く要望してきた経過がありますので、まずは高規格道路の早期供用開始を優先させ、現国道の危険個所の改良等につきましても、地元の声を基に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

これ市野瀬からこちらへ、西向けに走ってくるときにね、自動車専用道路は使えんがですよ。ミミズが這うたみたいな国道ですよ。それは、私らは宝物と思うちよります、国道 56 号は。

しかし、黒潮町を西と東に分けて見たときに、旧佐賀町のこの熊井から奥、伊与喜から奥、よいよ悪いですよ。これ何とも思わん。そこがね、わしは疑問に思うわけよ。

市野瀬も橘川も拳ノ川も荷稻もずっと、協力してますよ。用地には、それは必要性を認めて協力しゆう、みんなが。だけど、そういうことに対して、私は行政がね、感謝の言葉を 1 回でも言うたことあるかよ。道が悪くないと自動車道路が傷むじやいうて。なんぼ協力してもね、藤縄、伊与喜からあこら辺はね、この自動車専用道路を利用できない。佐賀まで来ないかん。もうちっとね、言葉の端々に、その現状の道を、いくらええ道ができてもね、現状の道を通らないかん人間のね、その対する心、配慮いうものが全然ないね。ほかのね、

もうちょっとまともなわしは答弁がないといかんと思う。

それでこれはね、国土交通省の四国地方整備局の方針なんだけどね、防災、減災、国土強靱化に向けた国道 5 カ年対策プログラムを策定いうて書いてある。この中でいろいろ書きちゅうけど、さっき言うた防災、減災の話はもとより、その中をやるにはよね、この高規格道路と直轄国道とのとダブルネットワーク化などによる道路ネットワークの機能強化対策であるがですよ。だから先ほどの答弁はね、この国の整備局の考え方に沿うような言い方にはなっちょらん。おかしい。これ言うていかなね、国は知れませんよ。霞が関は何も、ここのことはほとんど知らんと思うぜ。整備局においてもよね高松やから、いつも職員の異動がありゆう。だから、口が酸いなるばあ行って訴えるしかない、方法は。ひとつつも率先して、自分が高松へ行って窮状を訴えるという姿勢が見えんもん。それじゃあ黒潮町、良うなるわけない。午前中の話も言いよったろう、人が良過ぎて何ちゃよう言わんいうて。

ごみやち一緒よ。幡多郡全体の問題で取り組んだら、県の方が対応しやすい。黒潮町だけの問題じゃない。県の方は担当が言いよった、前に。幡多郡の問題として言うてくれたら対応がしやすいと。この西の問題も、だからここを何とかしましょういうて取り組んでやりゆうやないですか。いくら協力してもね、西へ走ってくるときは佐賀まで使えんがですよ、自動車専用道路、佐賀線は。これがね、対等合併したこの町の執行機関の言う話か。朝のうちほんで言うちゃうろう、合併の趣旨は何か。対等合併や。均衡ある発展をなささいいうことが合併特例法で決まっちゃうやないか。それは何カ所も出てくるぜ、均衡という言葉は。もうちっとね、勉強せないかん。真面目にやらないかん。

これは、先ほどのどこの辺に載っちょったかよう覚えちよらんけど、何もね 1 条だけやないぜ、均衡ある発展というやつは。建設計画作るにおいても、均衡ある発展ということはね、何カ所も出てくる。そのことが分からずしてああじゃこうじゃ言うたちよね、ええなるわけない。あんまり批判はしとうなかつたけどね、これはあんまりことやもん。ちっとね、勉強せないかん。困る、こんなことでは。旧大方町

と佐賀町が一緒になるときに、大方改良どうやった。大変な悪い道やったぜ。だからそのときに、何とか協力してくれということで佐賀の議員にも言うたやいか。なら、みんな一生懸命協力した。やっとできた、大方改良。だけどこれ、1つの黒潮町として見たときに、合併しちゃうぜ、佐賀の方は依然として旧態以前なまま。大体奥の方、拳ノ川の方については大体44年、昭和、供用。そのときの幅は今も一緒、道路。カーブは、悪い所は半径55。それが何カ所もある。車は、その当時は大体トラックは6トン車。8トン車というのは珍しかった。今走りゆうトラック見て。後ろ見たらね、40トン近いような表示がある。トレーラーで。そういう意味から言うてね、大変危ない道になってきたちゅう。車が大きいなった関係で。だから、ここに座っておるばあじゃあその危険さが分からんわけよ。そこへ行ってもらわな分からん。そういったことが何でここでね、こんなに声を大にして時間を割いていちいち言わな分からんかいうのが、情けないと思うね。悪い所は直さないかんし、直したらええがじゃ。その道を直したところで、黒潮町の金は要らんがじゃ。要るがは出張旅費だけや。何でそんなことが分かりませんか。

どうです、まあ一回ちょっとこの、そういった国の考え方とか、現在の道路事情が旧町に分けてどっちがええか、どっちが悪いか、答えてくれますか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えします。

ちょっと、質問が飛び過ぎてるような感じがしますね。国道56号線のことについてから午前中の均等な合併と、話が飛んでるような感じも受けましたけれど。

まず、要望は、浅野議員もおっしゃったけど、やっていますよ。だからやっていますよ、しっかり。それを何もやってないように言われても、非常に困るわけでございますけれど。

ただね、考えてください。熊井から市野瀬を3車線にせよというような要望が通りますか今。通りませんよ、そんな要望は。国土強靱化、国の加速化交付金の要望もやっていますよ。

ところが、全体の予算の中でどこを重点的にするかは、国と県と自治体と、いろいろ意見を見ながら、要望しながら、現在やってるところですね。

町としては、やっぱり優先するべきところは、高規格道路、拳ノ川から佐賀の所を早く供用化すること。これを一番の効果が上がる方法だと思っています。

だから、ダブルネットワークも分かるし国の言ってるのも知ってますけれど、財政の投資の仕方は本当に市野瀬と熊井を3車線にすることを優先さす方がいいのかどうか。私は、現実的ではないと思っています。

それで、当然、高規格道路以外の要望も国に上げてます。そして近々、具体的に56号線についてはですね、町内では3年度に、横浜白浜間においてのり面対策工事を実施、現在は小黒ノ川において視距改良工事、そして上分で歩道整備工事を実施中ですよね。ご存じですよ。

それから、次年度は拳ノ川で歩道整備工事をやります。そんなに一遍に3車線化というようなものが要望通るか、通らないか。そのへん、現実を見極めてから要望します。

だから、これからも高規格道路をはじめ、ダブルネットワークの理論で要望もありますけれど、何でもかんでも上げればいいのかというものじゃないですので、しっかりと町で判断して、これからも要望活動はしっかりやっていきます。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

ほんでね、これ通告は町長にしちゅうがやきよ、支社長に通告しちゃあせんがよ。

だから、最初からこういう大きな問題は町長が答弁に立つべきであると、わしは考えちゅう。

だって、県とかさうでしょう。前から言いゆうに。選挙で選ばれた町長と、選挙で選ばれた議員が議事を行ういうて。これは一般質問の話ですよ。何もね、議案をあれこれ言いゆうわけやないがよ。

だから、私は初めから町長に答弁していただきたいわけ。町長が答弁したら、一番分かる話。それが事務屋に言わすとよね、何か違う方向へ向いていく。私は、ここでは政治の話をしようわけですね。事務屋の話の話を聞くために時間費しゆうわけやない。

だから私の言うがは、これが悪いところで協力もしゆう。それは国のお金のこともう分かる。だけど、やはりね、何かいつまでたってもよろしくならぬいな、要望しないとできんな。自動車道路でやるときにまあきれいにやっていただきゆうのはね、小黒ノ川です。拳ノ川の分もね、地元から声があつて出た話。歩道もろくにやりゃあせんですよ、佐賀は。そういうことを理解していただいた上で、高速道路については十分な協力をいただいておりますので、できる努力は目一杯していくというような話が、答弁がほしかったわけです。で、そういうこともあつてね、わしは言いゆうがですよ。

それから、次へいましてね、強靱化のところのカッコ 2 番の、令和 5 年 6 月議会答弁の要望内容と成果について姿勢を問います。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは矢野昭三議員の 3 の 2 番、6 月議会後の対応についてお答えをさせていただきます。

去る 6 月議会において、議員の再質問の中で、町交通安全計画に沿った対応を行うこと。2 番目に、不破原地区の追い越し可能区間を禁止区間に変更すること。3 番目に、不破原から高知方面を 3 車線化して、上り下りを切り換えて追い越し可能区間にすること。この 3 点について、ご意見をいただきました。

まず、黒潮町交通安全計画に沿った対応についてお答えさせていただきます。

現在の町交通安全計画が令和 4 年 2 月に改定された第 11 次の計画であります。第 1 部は道路交通の安全、第 2 部が鉄道交通の安全、第 3 部が踏切等における交通の安全の 3 部に分かれており、本件については、第 1 部の道路交通の安全に該当致します。

町と致しましては、人優先の交通安全を基本に、保育所や小学校などの交通安全教室や、あつたかふれあいセンターやサロンなどへの出前講座を行って、交通安全思想の普及、啓発を行っております。

交通安全は、町民一人一人がみずから交通社会の一員であるという意識によって支えられており、国や県、交通安全関係機関が緊密に連携し合うことが重要ですので、今後もこれらの取り組みを推進してまいります。

次に、不破原地区を追い越し禁止区間とすることについてお答えを致します。

6 月議会終了後、不破原地区の区長さんと本件について、意見を伺いました。そのときの区長の意見は、追い越し禁止区間に変更できるのであればお願いしたいであり、数日後、改めて区長さんから、不破原地区に自動速度取り締まり機の設置はできないか、という相談をいただきました。

その後、町内の交通安全関係団体からも意見を伺うため、交通安全協会佐賀分会長と、町交通安全指導員会長とも協議を致しました。

お二人からは、伊与喜小学校前から佐賀側が追い越し可能区間になっており、そちらの方が危険だと思いが、一番身近な地元の意向を尊重してあげてください、という意見でございました。

さらに、6月末に、伊与喜小学校区6地区全ての区長さんが集まる会合がありましたので、その席でも本件について協議を致しました。

その結果は、伊与喜小学校校区の区長会としては、不破原地区は直線で見通しも良いので、現在のまま残してほしいという意見でありました。

このことを受けまして、県公安委員会に要望書を提出する前に、中村警察署交通課と事前協議を行いました。

中村署は、過去2年間の不破原地区における交通事故の原因を分析しており、15件の事故中、前方不注意10件、安全速度1件、安全確認3件、追い越しが1件があったことから、追い越し禁止にしたとしても、その効果は薄いのではないかと感触でございました。

その代わり、ランドルストリップスという、道路の中央線付近を削って窪みを設け、車両がその上を通じた際に音を発して、ドライバーに注意喚起を促す対策工事を提案されました。費用も比較的安いことから、延長を確保でき、設置後のメンテナンスもほとんど不要であることから、全国的にも普及が進んでいるとのことでありました。

また、その際、不破原区長からの要望のあった自動速度取締機の設置についても伺いましたが、現在は、移動式の速度取り締まり機、通称オービスと言いますけれども、が主流で、固定式、定点式のもの、高速道路以外では設置していないとの回答でございました。

次に、3車線化にして追い越し車線を整備することについてお答えを致します。

前段の答弁でも申しましたとおり、現在、国土交通省は高規格道路の窪川佐賀道路の供用開始を事務所を挙げて推進しており、一般国道については、パトロールなどから得られた点検結果を基に、危険度や緊急度を勘案しながら対応を検討しているそうであります。

仮に3車線化を行うにしても、その前段として交通量調査が必須であり、必要性和費用対効果を判断して決定することになるそうです。

従いまして、数年後に拳ノ川佐賀間の高規格道路が完成し、交通量が分散して減少することが予想されますので、そのことを勘案した上での検討になるそうであります。

以上が、6月議会以降に中村警察署と国土交通省と行った事前協議の結果であります。

町と致しましても、地元の意見を尊重しながら、住民が安心して安全な暮らしができるための対策を今後も進めていくことには変わりはありません。交通安全思想の向上のための普及啓発活動を継続しながら、交通規制や道路管理者等への要望等につきましても関係機関と情報を共有しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

カッコの2番ですね、令和5年6月議会答弁の要望内容と成果について姿勢を問う。これは議事録からも載っておることなのですが、町長の方で最後のところですね、2年で15件、確かに事故が多いと思う、この実態を踏まえてどうにかたちのものがあるのか。あるいは道路の形状変更を要望するのがいいのか。あるいは追い越し車線にするのがいいのか。国交省、公安委員会と協議を進めて、住民の安全に暮らせる

道づくりを町として要望してまいりますというところの答弁いただいておりますが、町長、これどうなっておりますでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

その6月の答弁書に基づいて、今の地域住民課長が答弁したような内容を調査してる段階でございます。ただ、今すぐそれを直すのがいいとか、そういう結論に至ってませんけれど、とにかく、国道56号線についてはこれからもあらゆるところで議員おっしゃられるような要望についてありますので、具体的な事例を優先順位はあるかもしれませんが、要望そのものをしっかりとご意見を踏まえてやっていくつもりです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

町長の力強い答弁いただきましたので、これはこれで良かったなと思っております。

次へいきます。

カッコ3番ですね、砂防ダムが必要な谷川は何カ所か。

また、設置対策を問います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それではカッコ3、砂防ダムの設置対策についてお答えを致します。

砂防ダムが必要な谷川の個所数とのことですが、現在、高知県が指定しております土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンのうち、黒潮町内における土石流のイエローゾーンは250カ所、レッドゾーンは212カ所あります。レッドゾーンはイエローゾーンの中にありますので、最大で250カ所となっております。

これらの対策についてですが、現在、砂防堰堤を整備している個所は黒潮町内で47カ所とお聞きしております。

県内における土砂災害警戒区域、土石流、急傾斜、地すべりを合わせますと2万12カ所となっております。そのうち、保全対象、避難所や要配慮者利用施設、防災拠点施設、緊急輸送道路等の個所数は合計で4,323カ所としており、そのうち、令和2年度までの対策済み個所が940カ所となっております。

今後、令和12年度末までに100カ所の対策を行うことを目標にしているとお聞きしております。黒潮町においても、来年度以降順次整備されるものと思われま。

何分個所数が多く、1カ所当たりの事業費も高額であるため、優先順位をつけ対策を行っているとお聞きしております。事業の円滑な推進に向け、町としても地元調整や地権者協議には協力していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番 (矢昭昭三君)

お金も要る、個所も多いですけど、目いっぱい頑張っていていただいて、昨今の大雨の状態を、全国的な様子を見たら大変なことになっておりますので、住民が一日も早く安心して暮らせるように努力していただきたいということを申し上げ、次の質問に移ります。

カッコ4番です。

避難所の裏山が急傾斜地の個所が数々あります。

整備状況を問います。

議長 (中島一郎君)

情報防災課長。

情報防災課長 (村越 淳君)

矢野議員の、避難所の安全対策のご質問にお答え致します。

先の建設課長の答弁と重複することをご了承ください。

土砂災害の危険性につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び同施行令により規定されています。同法では、住民の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン、住民等の生命、財産または身体に著しい危険が生じる恐れがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンとして定められております。

当町におきましては、県により、令和4年3月に土砂災害警戒区域、イエローゾーン612カ所、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーン572カ所の指定が完了しており、当町の異常気象時の指定避難所のうち、特別警戒区域内にある避難所及び土砂警戒区域内にある建物構造が木造で土砂災害に耐えることができない恐れがある施設につきましては、崖崩れ、土石流での避難の際の避難所の指定をしておりません。

また、県の土砂災害防止対策実施方針によりますと、令和7年度末までに県内でおおむね50カ所の対策の実施を標を示しており、対策が進められております。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

矢野昭三君。

12 番 (矢昭昭三君)

妙に、整備状況いうところがちょっと分かりにくかったのですが、具体的に、黒潮町で指定した避難所が何カ所あって、整備が済んでいるところが何カ所あって、整備ができないところが何カ所あって、できてないうち、後の何年以内に何カ所やるとか、そういったようなことはまだできてないんでしょうかね。

議長 (中島一郎君)

情報防災課長。

情報防災課長 (村越 淳君)

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

先ほど異常気象時の指定避難所と言いましたが、そちらの方が126カ所ありまして、崖崩れ、土石流での避難所の指定は80カ所となっております。その差の46カ所が、レッドゾーン、イエローゾーンの範囲内にあるというふうになっております。

で、この中で、どれだけ整備されているかということになりますが、先ほどもお答えしましたとおり、県の方では、令和7年度末までに県内でおおむね50カ所程度の対策をしていくということになっておりま

すので、黒潮町の方でどれだけの整備がされていくかということにつきましては、今のところ確認できておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

町民の生命を守る必要があるんで、分かりませんかできておりませんじゃなしに、黒潮町としてこうするというのが必要なんですよ。それは、一般質問に対してする答弁じゃきけよね。

けどそういう弱い話じゃなしに、黒潮町としてはこうするんだというのが必要ながです。それもないがですか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

避難所の裏の土砂災害の対策につきましては、必要な個所につきまして引き続き、県の方には要望をしていきたいというふうに思っております。

また、これまでも町内全域で、土砂災害の危険がある地域、そちらの方につきましては各地区においてワークショップ等を行い、自らの避難計画、自主避難計画というものも作っていただいておりますので、そちらの方のソフト対策と併せて、土砂災害に対する対応というものをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

私がちょっと試算すると、その避難所の裏山ってのは 30 度以上のこう配のある裏山っちゅうのは、だいぶありますのでね、それはそこをしっかりと把握して、これからも強力に取り組んでもらいたいと思います。

それから次へいきましてね、5 番のね、山地の降雨を一度に流下させない対策を問います。

これは後の 6 番、7 番へも影響することでございますので、それらを含んだ上で、できれば答弁をいただきたい。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員のカッコ 5、山地の降雨を一度に流下させない対策を問うのご質問にお答えします。

議員ご質問にあります、山地における降雨対策につきましては、近年の異常気象による町内での豪雨災害は多発をしており、短時間に 70 ミリを超える雨量等による山腹からの土砂、砂利の流出を要因とする排水路、また、道路側溝の閉塞や河川河床部への土砂の堆積など、以前より排水関係全般が悪化し、全体としての施設被害が拡大している状況は承知をしているところです。

この要因としましては、さまざまな角度からの理由があろうかと考えますが、その一つとして、近年、全く人の手の入らない中での山林の荒廃や、山自体の保水力の低下による表土、土砂の流出などが挙げら

れます。

一般的には、町内に多いスギやヒノキなどの人工林は根が浅く、保水力が弱い側面があり、森林整備が十分に行き届いていない場合などにおいては、豪雨災害に弱い部分が見受けられます。その反面、十分に人の手入れがなされている人工林は、下層植生などの発達が良好であり、十分な保水力を有しております。

このため、今後とも山林の下刈りや保育間伐、搬出間伐を定期的に行い、結果として、土砂災害を未然に防ぐ森林環境全体の保全を図っていく必要があると考えております。

また、令和3年度以降、町内山林におきましては、人工林、杉やヒノキなど伐採後における現地での再造林が行われず、切ったままの天然更新の状況が課題となっており、山林所有者の高齢化や後継者の有無、植樹に係る費用などにより、将来を見越した再造林に取り組む山林所有者が、今後ますます少なくなると考えております。

今現在、町としての具体的な制度案は示せておりませんが、山林所有者の費用負担をなるべく抑えた上で、魅力のある再造林の計画、また、それら伴う山地災害の防止機能につきまして、将来にわたる制度設計を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

6 番へいきましてね、56 号の冠水対策について、国土交通省への要望と期待度を問います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それではカッコ6、国道56号の冠水対策についてお答えを致します。

一般国道56号の整備促進については、一般国道56号バイパス建設促進期成同盟会において要望活動を行っており、黒潮町における国道56号の冠水対策についても要望を行ったところです。

令和5年7月31日には国土交通省四国地方整備局において、局長をはじめ、道路部長や局幹部の方の出席をいただき、要望を行ってまいりました。

また、8月9日には中央要望活動として、国土交通省、県関係国会議員の皆さまに対し要望活動を行いました。さらに今回は財務省へも要望を行うことができ、一定の成果があったものと考えております。

期待度につきましては、具体的に数字等で示すことはできませんが、現状として国道が冠水している状況がありますので、対策を講じていただけることを期待しているところです。

黒潮町を通る国道56号は県の中心部と西部を結ぶ唯一の幹線道路であり、当町のみならず県内外多くの利用者がいる重要な道路となっておりますので、今後も期成同盟会活動の中で要望をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

国道56号はまさしく命の道でございますね、ここを使ったりするとね、国道の迂回路っていうのはあと宇和島経由で、その四万十川を上り下りするしかないわけでございますのでね、ここはしっかりと整備

をしていただくように取り組んでいただきたい。やってくれようということは今分かりましたけど、やはりその上に立ってですね、やはり地震または津波等々も踏まえて、迂回路がない。結局四万十川の水系を走っておる3桁国道から来るしかないわけですので、頑張っって取り組んでいただきたいと思います。

それでは次いきまして、7番のですね、伊与木川の治水について、県への要望と期待度を問います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、カッコ7、伊与木川の治水についてお答えを致します。

伊与木川の治水に関する県への要望については、本年度は10月に行う予定としております。

例年、幡多土木事務所所長をはじめ、道路建設課、河港建設課、維持管理課の課長や担当チーフに出席をいただき、要望箇所を回り、現状を見ていただいた上で要望を行っております。

本年度は、部落からの要望はもとより、河川断面の検証や流下を阻害する原因を調査いただき、有効な河川改修を行うとともに、堆積土砂の取り除きなど、適切な維持管理に努めていただくようお願いしていくこととしております。

期待度につきましては、こちらにも具体的に数字等で示すことはできませんが、現状として浸水被害を受けている状況がありますので、対策を講じていただけるよう要望を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

伊与木川の治水対策については町行政も頑張っっていただいて、だいぶ土砂の取り除きなんかは進んでまいりましたが、あと、下流の方ですね、佐賀庁舎の西側にありますところね。あこ寺井堰かな。あその上流に県管理区域の河川用地の中に、土砂と竹、その堰の下流側にも、土砂とかあるいは竹が大変繁殖しておりますので、これらですね、取り除きについてはどのようにお考えですか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

言われました箇所につきましては伊与木川の主に左岸だと思われませんが、この箇所について自分の方も現地の方確認してきたところがあります。

寺井堰の上の箇所につきましては、主に竹等の繁殖がすごくひどくてですね、堤防から河川の中に竹等の繁殖がひどく、そちらが流下を阻害するような原因になっているとも考えておりますので、こちらも含めまして県の方には要望していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

要望はやってもらわないけれども、要は現場が改善されないけませんので。この秋にも、また大雨が来るという心配が非常にされるわけです。

各家庭におかれては、電気器具等々、水に浸かれればもう全く台無しになりますので、そういったことを踏まえてですね、暫時取り除きをしていただくように。要望は要望でも、この秋に取り除きをしてもらいたいと思うわけですが、いかがですかね。できますかねその要望は。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

再質問にお答えしたいと思います。

この10月に要望を行うようにしておりますので、その際にも現地を見ていただきまして、強く要望していきたいと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

次の4番へいきまして、1番のですね、都市計画の見直しが終了しました。

土佐西南大規模公園佐賀東地区にある運動場のかさ上げ、屋内体育館などの整備の見通しを問います。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは矢野議員の、都市計画の見直しが終了した土佐西南大規模公園、佐賀東地区にある運動場のかさ上げ、屋内体育館等の整備の見通しを問うについてのご質問にお答え致します。

都市計画の見直しにつきましては、都市計画変更案に対して黒潮町は町としての意見を決めるために、黒潮町都市計画審議会を本年の5月に開催しました。その後、9月中旬に高知県都市計画審議会が開催され、10月上旬に県が計画変更の告示といった流れになる予定にあります。

今回の質問にあります東公園地区スポーツゾーンは、平成11年に多目的グラウンドの供用を開始し、併せてスケートボード場も開設されています。この東公園地区スポーツゾーンについては、施設も一定整備されていますので、今回の見直しの対象外となり、今後も都市計画公園として維持管理が行われる予定にあります。

このため、土佐西南大規模公園内にある佐賀東地区運動場のかさ上げ、屋内練習場の整備として、黒潮町の観光振興事業の柱の一つであるスポーツツーリズムを推進する観点と、防災的な面からも継続して要望を行ってまいります。

土佐西南大規模公園内での整備になりますので、県に事業を行っていただくことが必要になります。このため、四万十市と黒潮町で構成する土佐西南大規模公園建設促進同盟会として、今年も10月下旬に高知県へ要望活動を行ってまいります。

要望につきましては継続して行ってまいります。整備がいつできるのかという見通しは、現時点ではございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

明瞭に答えていただきましてありがとうございました。

ただね、いつできるとかいう見通しが無いという、では困るわけよ。そこを何とかしてくださいということが必要ながで。それが町民の負託に応えるということやき。ただ県がいつ、どうやら分からんきいうて、あなた任せじゃ困る。そこを何とか早めに、住民が喜ぶように、安心して暮らせるように、そこを何とかという部分がやっぱり欲しいところですね。

そのへんの決意を聞きたいですね。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

失礼しました。それでは再質問にお答え致します。

県への要望自体は継続して実施してまいります、具体的なものは、何もまだ決まっていない状況にあります。

また、これまで継続で要望をしてきた事業の中にも優先度の高い事業もございますし、高知県の財政状況も関係してまいります。

よって、短期間で事業化が見込めるものではないと考えます。

安全で安心な施設機能の整備促進を図るとともに、利用者が少ない施設の抜本的な見直しに取り組むこと、また、計画に基づいた長寿命化対策を図ることなどを要望してまいりますので、その中で、東公園多目的広場における施設の拡充および改善として、多目的広場のかさ上げ、屋内練習場の整備を継続して要望してまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

県と協議するにはやはり黒潮町としての考え方が必要なもので、例えば収容人員とか、どういうんですか、規模の点とか、そういうものは一定、基本的な考え方を持って県との協議に臨む必要があると思うんですよ。

そのへんはどのような段取りをしておりますか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では私の方から、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

この今要望してる事業につきましては、矢野議員も十分ご承知と思えますけれど、とても大規模な計画の事業でございます。もしやるとすれば10億では済まないような事業計画でありますので、要望しても県の方がなかなか即、いつまでにこれをするとかいうふうな回答はなかなか難しいんじゃないかと思っております。

それぞれ並行して当町で進めている事前復興計画の整合性も取らなければいけないと思えますけれど、例えば運動公園、東公園だけにしても、今の高さに体育館を建てる要望にするのか、あるいはいったん、浸水しないレベルにかさ上げた後に建てるような要望にするのか。そのへんもですね、こちらも明確にはできていない状況でございますので、そのへんにつきましても、起因そのものが建設促進同盟メンバーで

ございますので、議員のお力もお借りしながらですね、町としてのしっかりとした具体的なものを詰めていきながら、県としっかりと要望活動を強めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

では、次へまいります。最後になりました。

カッコ2の、令和4年度に東公園運動場付近の土地の調査をしている。まちづくりをどのように進めるか問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員のカッコ2、令和4年度に運動場付近の土地の調査をしている。町づくりをどのように進めるかを問う、のご質問にお答えします。

議員ご質問の、土佐西南大規模公園佐賀東地区多目的広場付近における土地の調査の内容につきましては、佐賀地区津波浸水区域における工場等の立地条件向上を図ることを主たる目的とし、佐賀地区内5カ所において実施を致しております。

今後想定される、南海トラフを震源とした地震による津波浸水の区域外におきまして、佐賀地区内の既存の工場や水産加工場等の移転、また、町外の企業も含めた新たな誘致も計画に入れた工業用地の概略調査となっております。

今後の佐賀地区工業用地における計画と致しましては、昨年度までの調査区域はあくまで佐賀地区を限定としているために、いわゆる津波浸水区域外の地区につきましては現時点では未調査でございます。

今回の9月議会補正予算におきまして、佐賀インターより半径2キロ程度の事業範囲を想定、新たに伊与喜校下の藤縄、熊井地区を追加し、引き続き複数個所の調査予算を上程しております。

今後、適地とされる工業用地の判断につきましては、地区内各道路網からのアクセス、都市計画法や砂防三法、都市公園法などの法令規制の解除、また、周囲の住宅地や農地との関係性、開発に係る最終的な用地費、補償費、工事費など、予算全般の比較を行い、個所の選定を進めていく方向性となっております。

また、現在、佐賀地区における事前復興まちづくり計画策定が2年目を迎えております。

初年度におきましては、まちの現状や復興課題の整理を行い、その復興における基本方針を持って、本年度につきましては、それらに基づいたあるべき姿、復興まちづくりイメージにつなげていく議論がなされていくと考えております。

昨年度における事前復興計画全体会議の中におきまして、今回の工業用地に関するご意見や、実際の工場整備個所の選定について、参加者からのご質問などもありましたので、それらを踏まえた、より具体的なまちづくりの全体計画につながるべく、今後とも検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

このですね先ほども言ったんですけど、これも日銀の高知支店のレポートなんですけど、高知県経済の地域特性を探るといふものが出ております。

それで、それはですね高知県の場合、中部が伸びれば東部も伸びるといふ部分がございますが、西部についてはですね、大変中央部との結びつきが弱いという分析がなされておりますね。

で、そこでですね、東部に比べて農林水産業の比率も高くないと、こういう報告でございます。ほんで、高いのは、建設業、観光関連、宿泊業、飲食業の比率が高いと。高いんだけど、総額、経済に占める金額的なものについては、やはり西が低い。そういう報告です。やはり、そういうことを改革改善していかないと、若者がね地元へ残りにくい。残りたくても残れない。

今までもう、昭和54年にね、高知県西南地域開発計画を作って、経済を伸ばします、人も増やしますという計画をやったんですけど。2009年ですかね、県は県知事がもう、まいった、もうようやらんと言われてこんにちにちに至っておりますが、それでは困る。これから先、この地域で生活する若い人たちに何の夢や、何の希望も持たせれんようなことではいけませんので、これね、何とか、政府は公共投資観光絡みという字を見て、大変悔しかったわけですよ。これを何とか、今、今というこのチャンスですよ。計画を作るといふ、見直しをするという。この機会にですね、たとえ1人でも10人でも、100人とまでは言わんけど、そういう若い人がそこに残って生活ができる。まず、その一歩を固めてもらいたい。そのように考えておるわけですが。それはね、簡単にできる話ではないというように思いますけれども、東の方はですね、例えば工業団地をつくってもすぐに、その団地の要望する企業がいっぱいになりゆう、すぐに。そういうことを考えるとやはり、西もよね、努力する必要があるなど。東以上に努力しないと、それはできないことですね。当然、道路事情が悪い。ご承知のように道路が悪い。もともと、最近はデジタル何かというような時代へ入ってきておりますので、何でもかんでも大きなトラックで運ばないかんかいうたら、そうでもない産業もあるようですよ。そういったトータル的に広く、間口を広げてですね、若者が喜んで来なくなるような、就きたくなくなるような計画をですね、作ってもらいたいなあと思いうわけです。

ここはですね、町長、町長のわしは腹案が持ちちょうと思いうがですよ。ほんじゃき、町長、そのへんはどんなふうな方向でお考えしていって、取り組んでいっていただいているものか、その方向性ですよ。具体的な中身はね、それは今からやと思います。そのへんをやっぱりここで言うてもらう方が、町民みんな聞きようわけです。なるほど、町長はそういうことを考えてくれようかと、そうなりますのでね。

ここは最後のとりになりますので、町長の方から一言、答弁をお願いしたいと思います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

非常に大事なご質問だと認識しております。町の経済のため、そして若い人たちの就労の場を確保するといふところで、非常に大事な質問であると思えます。ただ、非常に難しい質問でもあると思っております。

現在、今、調査している工業立地調査の件ですけど、あらゆるところでまず場所を探して、そしてそこにどういふ企業が入ってくれるか、もらえるか、可能性を調査してるわけでございますけれども、同時に外から入ってくるのと同時に、中から逃げないということも考えております。そういう両方のこと考えながらやってるわけでございますけれども。

ただ、私が今思うのは、昭和形式の企業誘致というのは今の時代には少し合わないもので、現代に合った就労の場の確保、そういうものを考えていく必要があるかと思います。

昨夜、デジタルのビジョンマップというのをうちのデジタル推進係が作ったわけでございますけれど、あくまでもこれも構想でございまして、そこからどういうふうな仕事の間ですね、いうものができるのか、これから各係との事業計画協議なんかをしながら詰めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

最後に町長の方向性を示していただけて、良かったわけです。

久しぶりに町長の元気のある声ももらいまして安心しておりますので、これからもですね、黒潮町民のために、健康に留意しながらしっかり取り組んでいただくことを期待致しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（中島一郎君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

ここで、午前中の浅野修一君の一般質問に対して、情報防災課長から発言を求められています。

これを許します。

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

午前中の浅野議員の入野地区耐震性貯水槽の補助についてのご質問に対しお答えができていませんでしたので、この場をお借りしてお答え致します。

入野地区耐震性貯水槽の工事費 7,052 万 1,000 円につきましては、国の都市防災総合推進事業交付金、補助率 2 分の 1、3,526 万 500 円を充てております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

この際、15 時 25 分まで休憩します。

休 憩 15 時 10 分

再 開 15 時 25 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山本牧夫君。

2 番（山本牧夫君）

辺地等で生活する交通不便地弱者に対して、緊急時のタクシー代等の助成について質問致します。

辺地等交通不便地で生活している高齢者や、運転免許返納者等が体調を崩し、救急車で指定病院の幡多けんみん病院や、くぼかわ病院に搬送され、治療を受けるときがあります。幸いにも入院の必要がなく、帰宅許可が出た場合、時刻と距離の壁があり、また救急車は帰りは送ってくれませんので、帰宅する時間、手段に大変困窮している事例が見られております。このようなときに、タクシー等を利用して帰宅した場合、一定の助成を検討する必要があると考えますが、対策を問います。

これは、辺地に住む高齢の老夫婦が運転免許を返納し2人で暮らしておりますが、時々病状が悪化し、救急車でけんみん病院に搬送されたことがあります。また、別の方はハチに刺され、くぼかわ病院に搬送されたケースもあります。幸いにも帰宅許可が出ましたけれども、そのときの時刻、時間が遅かったとか、あるいは列車の便がないとか、そういう時刻と下車した駅からの辺地の家までの距離、交通を考えると帰宅することができない。そういう場合があります。仕方なく病院の許可をもらいまして、1階の待合室のソファで一夜を過ごす。あるいは2回目のときには、別の方は駅のベンチで一夜を過ごし、帰宅したという報告を受けております。

この地域では、地域の親類や知り合いが共助もしておりますけれども、いずれも高齢で、夜間はお酒を飲んでる場合や、あるいは女性の方は、歳を取りますとなかなか夜、目が見えづらいと、そういうこともありまして、なかなか共助をできない場合があるようであります。また高齢者は近いうちには自分たちも運転できなくなり、明日は我が身と不安を抱えております。

これらの不安を少しでも解消するために、取りあえずタクシー料金の一定額、例えば、年金暮らしの方は大変厳しい状態でありますので、8割ぐらいはどうかと私は思うんですが、そういうものを助成する対策ができないか。

1回目の質問を行います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山本議員の、救急搬送された場合の帰宅の手段に対する対策についてのご質問にお答え致します。

町としましては、現在、ご質問の内容を支援する事業はございません。

現在、町にある支援についてご紹介をしますと、移動支援事業施策としましては、腎臓機能障害者通院費扶助要綱に基づき、透析療法を受けている方に対して、長期間にわたり透析療法の継続を要することにより生ずる経済的負担の一部を援助しております。具体的には、月8回以上の通院者に対して月額5,000円を支給し、10月および4月に半年ごとの実績に応じた金額を支給しております。また、あったかふれあいセンター事業の生活支援機能により、町内の医療機関への通院は可能となっておりますが、あったかふれあいセンターの利用登録をした方のうち、必要と判断される方に対する通院支援となっております。そのほか、民間のタクシー会社では、障害者手帳をお持ちの方等に対して、企業努力の中で1割の割引等の対応をしてくれている事業者がございます。

現在はそのような支援にとどまっておりますが、山本議員言われますとおり、救急搬送された場合はさまざまな検査等を行われることから長時間病院にとどまることになり、結果として終了するのが夜になってしまうことも多くなります。その時間から帰ることになりますが、その時点では公共交通機関も走っておらず、家族がいたとしても高齢者のみの世帯や免許返納しているなど、移動手段を持たないことも多くなってきております。今後、ますますそのような状況が起きてくるのが想定をされますので、今後に向けて検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

今、前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

いろいろな、町にはいわゆるそのあったかふれあいセンターの利用とかそういうこともありまして、それはそれで日ごろから制度を活用して、健康に留意する努力は皆さん必要だと思いますし、してくれていると思っております。ただ、救急の場合はですね、先ほど言いましたように高齢者が行って、治療にも遅くなって帰る手段がない。仮に公共交通が鉄道あったとしても、そこから、例えば佐賀とか拳ノ川とかそういう所から、また鈴とか熊野浦へ帰る手法というのは、なかなかこれはありません、現実には。誰かの援助がなければ、そこで途方に暮れて、こういうことになるわけです。

ほんで、個人への援助給付というものについては、どこまで踏み込んで行くかということについてはもろもろ問題があります。しかしながら、生活困窮者にはですね生活保護があり、それからコロナ対策としては、数々の助成や給付がありました。また、今、電気代やガソリン、燃油等の高騰に対しても助成がありますし、国民生活の不安に対する取り組みを行っております。住み慣れた地域で暮らすことを諦めなくてもいい社会をつくる、これも私は一つのテーマだと思いますので、やっぱりそれほどの件数もないと思います。ですから年間、仮に何回か利用したとしても、そう10万、20万のお金で済むんじゃないだろうかと、私は思っております。ぜひこのことの実現についてもですね、努力してほしいと思います。

また、今回の補正でもですね、住民税の均等割のみ世帯については、町単の予算で400世帯に1人2万円、800万円の予算を計上しておりますしね、これも大変いいことだと思いますが、こういう制度からいくと、私は本当に辺地で暮らす高齢者の現状、本当に辛い状態を見たときには、それぐらいの援助をしてもいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ実現に向けて努力してほしいと思っております。

先ほどの、前向きということでもいいです、答えは。

2番目に、町道等の管理を実施することについてでございますが。

まず1番目として、黒潮町内の町道については、新設される道路が年ごとに延伸され、管理している担当課も相当苦慮されていると思います。また、少子高齢化が進み、各地区に活力もなくなっておりますけれども、道路は地域住民にとって生活の基盤となるものであります。近年は草刈りや支障木の除去に対して人手不足もあって、地域の要望に十分応えられないことがあります。

私たちもいろいろその要請を受けましても、役場へ言うていくことが気の毒なような状態もあります。暑い中で草刈り使ってやりゆう、もうそれ一生懸命やってもなかなか、人員も足らなくて追いつかないということが現状であろうと思います。

そういう意味からですね、道路管理をする草刈り班の増員が必要と思いますが、対策を問います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それではカッコ1、町道の草刈りや支障木の除去に対する対策についてお答えを致します。

町道の維持管理方法につきましては、地区に委託している分と、土木作業員さんを雇用し直営で行っている分、また業者委託を行っている分があります。

地区委託につきましては、本年度29地区に委託し、年1回から2回の草刈りを行っていただいているところです。

土木作業員さんにより直接行っている分の作業内容につきましては、町道の草刈りや高刈り業務、路肩や側溝内の土砂の取り除き、簡易な舗装修繕などがあります。また、大雨や台風後は、町道のパトロールと路面清掃を行っているところです。

業者委託分につきましては、町道井の岬線と馬目ヶ鼻線、こちらはし尿処理センターへ上がっていく町道となっています。その維持管理を委託しており、内容としましては、年2回の草刈りと、2回の側溝、集水桝清掃、路面清掃工として路面の土砂撤去となっております。

また、このほか規模の大きな土砂撤去や倒木の撤去については、建設業者に依頼をしております。

町道維持管理のメインは土木作業員さんによるものとなりますが、昨年度と比較し作業員さんの雇用人数は増加致しましたが、雇用時間が減少したことや町道の管理延長が増加したこと、夏場に雨の日が多かったため路面清掃や側溝清掃が多かったこと、高刈り作業が増加したこともあり作業の進捗(しんちよく)が遅れ、地区から草を早く刈ってほしいとの要望の声も聞かれました。

そういったこともあり、路線全線を通しての草刈り作業から、幅員が狭く通行に支障を来す箇所を先に作業するなど、対応を行っているところです。

さらに、今後は部分的に防草シートの設置や草刈り機械の導入により、草刈り機械、取り回し機や手押し式の別、今現在行っている草刈り機械とは別の導入の検討等を行うことにより、作業範囲の減少と作業効率が向上するよう工夫していきたいと考えます。

また、本年度は地区委託分について、一地区においては昨年度より延長が増加し、契約となっております。引き続き地区への委託が増加する方法がないか、区長様からの意見も聞きながら進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

山本牧夫君。

2番 (山本牧夫君)

草刈りについては大変苦慮されていることはよく分かります。なかなか募集しても人が集まらないということも聞いておりますので。

そこです、2番目ですが、最低賃金の改定。

今、高知県は897円ですか、なりまして、これに関連してですね、草刈労務単価と各地区草刈委託料のアップ、こういうものが多少アップできないかということです。といいますのは、私が聞きましたところ、各地区が委託されてる作業を行う場合に、町道はメーター当たり30円で、県道は45円と聞いております。これをもう少し県並みに上げていただいたら、また地区でも手を挙げるところがあるんじゃないだろうかと思うことが一つ。

それから、委託当費や、その日額単価で雇うとなるとその委託となりますとやっぱし仕上げでなんぼということで、うんと頑張ったら単価はアップするし、頑張らなかつたら単価は安くなるという傾向はあります。それから1日限りの賃金としますと、悪く言えば頑張っても頑張らなくても同じというところも出てきます。そこが難しいんですが、なかなかこの温暖化でこの夏の外へ立てっちょっても熱中症になるような時代にですね、なかなか草刈りを使うて一日やるということは大変な作業やと思います。だから、あんまり手を挙げないということだろうと思うんですが。ただ、道路を管理して草刈ってもらうということは、いわゆる路面の補修も含めて、それから支障木も含めて、非常に地域の住民にとっては生活の道、命の道といっても過言はありませんので、ぜひともここに力を入れてほしいと思います。

それから、よく聞くんですが、山の方から枯れ木とか倒木が非常に覆いかぶさっておるけれども、なかなかそこまで手が回っていないということも聞きます。できたらですね、支援員等にパトロールをしてもらって、こういうところは危険であるというようなところを事前に察知して、その危険なものは除いても

らうようにしてもらえればありがたいと思っております。

例えば、その四国電力なんかはですね、やっぱり一定の人を雇ってその方が地域を回って、四電の送電線、配電線に支障がある場合には、それを調べて地権者に相談をして切っておりますわね。それはスギヒノキ等は保障しますけれども、雑木は保障しません、大体。そういうことになっておりますので、そういうものがあればやっぱり地域の不安もなくなるんじゃないかと思えます。

先日、四万十町ですかね、落石とかあれがあつてかなり自動車と個人に医療費保障したようなこともありますのでね、そういうことも含めて、安全対策として取り組んでほしいと、できないかと思っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、カッコ2、草刈労務単価と地区への委託料のアップ、定期的な道路パトロールを行えないかについてお答えを致します。

まず、草刈労務単価のアップについてですが、草刈り作業を行っていただいている土木作業員さんは、会計年度任用職員として任用しております。会計年度任用職員の報酬等は、国に準じた給料表としている常勤職員との均衡を図りながら、設定しているところです。国の状況と致しまして、今年度の人事員勧告において、行政職の月例給の平均改定率が全体で1.1パーセントの引き上げ勧告があったところですので、国の状況に合わせて改定することを見込んでいるところです。

次に、地区草刈委託料のアップについてですが、各地区への草刈委託料につきましては、昨年度までのメーター当たり20円から、本年度30円に引き上げたところです。引き上げたことにより、これまで行っていた地区で、辞めていった地区が再度草刈りを行ってくれることを期待致しましたが、草刈りを行う人員が不足しており、再度草刈りを行っていただけることには至りませんでした。ただ、先ほどの答弁でも申しましたが、本年度は地区委託分について、一地区においては昨年度より延長が増加し、契約となっております。引き続き、地区への委託が増加する方法がないか、区長様からの意見も聞き取りながら、草刈委託料の引き上げにつきましても今後の情勢や地区の状況も踏まえながら、検討、対応してまいりたいと考えます。

次に、町道パトロールを定期的に行い、支障木の安全点検ができないかについてですが、現在は月2回のパトロールと、土木作業員さんが草刈り作業現場に行く中で点検を行っております。また、大雨や台風などの後にはパトロールを行い、被災していないかなど点検を行っているところです。

通行に支障となる木や落石については、その都度撤去しているところですが、管理延長も長く、地区や通行者からの情報により対応する場合もあるのが現状です。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

支障木については、結構要請があるところにちょっと目が届いていないところがあるようにも思いますけれども、回答としては前向きな回答をいただきましたので、これで私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、山本君の一般質問を終わります。
以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。

散会時間 15時 46分